

# 大阪商業大学学術情報リポジトリ

## 貴族がサイコロを振るとき — 攤・擲賽の実態 —

メタデータ	言語: ja 出版者: 大阪商業大学アミューズメント産業研究所 公開日: 2021-12-17 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 浩徳, TAKAHASHI, Hironori メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/1084">https://ouc.repo.nii.ac.jp/records/1084</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 貴族がサイコロを振るとき

## — 攤・擲賽の実態 —

高橋 浩 徳

### 目次

#### はじめに

#### 第1章. 攤・擲賽とは

#### 第2章. 攤・擲賽の実態

##### 第1節 庚申

##### 第2節 産養

##### 第3節 移徒

#### 第3章. 攤・擲賽（采）の変容

##### 第1節 遊戯から儀式へ

##### 第2節 碁手銭から碁手紙へ

##### 第3節 「勝った者が取る」から「身分による配分」へ

##### 第4節 6面異なるサイコロから同じ目のサイコロに

#### 第4章. まとめ

### はじめに

歴史の中には数多くの遊び・ゲームがあった。しかし、遊びやゲームは美術品や貴重品でな  
いたため物が残っていないことが多い。また物が残っていても、遊び方がわからないものも多い。  
昔はルールブックなどなかったから当然といえる。中には遊び・ゲームなのかどうかすらわか  
らないものがある。

古文書の中には、貴族がサイコロを振った、という記述が多くみられる。サイコロは古い時

代から日本でも世界でも遊びの道具として用いられているが、遊びだけでなく、占いなどにも用いられた。カードもそうだが、結果が不明瞭なものは占いとして用いることがあり、遊びと占いの境界は難しいときがある。記録に残されている「貴族がサイコロを振るもの」の中に攤たきさいや擲賽てきさい（擲采）と表記されているものがあるが、これが遊びか占いか、それとも他のものか、実態がよくわかっていない。本稿はこれを明らかにしようというものである。

なお、特に注釈がない場合、古文・漢文の訳は筆者が行った。誤りがあればご指摘いただきたい。

## 第1章 攤・擲賽とは

### 1 遊戯の名称

貴族がサイコロを振ること、と題したが、このことが何と言う名称なのか、名称からして一定していない。代表的なものとして攤と擲賽を副題としたが、表記が様々でひとつに決めることができない。本稿では最も多い用法である「攤・擲賽」として進める。攤と擲賽（采）の様子は、主に平安時代から江戸時代にかけての日記、歴史書、文学などに登場する。その表記は様々である。例えば、攤という使われ方にしても、打攤、であったり集攤、聚攤、有攤事、攤之儀であったりしている。集攤、聚攤については「シュウダ」「ジュウダ」と読むのか、「攤を集（あつ）むる」「攤を聚（あつ）むる」と読むのか、打攤は「ダダン」と読むのか「攤を打つ」と読むのか、漢文のため不明である。

擲賽の場合は、擲筭・擲賽であったり、擲采であったり、また擲賽之戯、擲賽之興、擲賽之儀などがある。読みも「テキサイ」なのか「チャクサイ」なのか、振り仮名がないため正しいことは不明である。ただ、これらは別ものではないことはいくつかの史料から明らかである。藤原実資ふじわらのさねすけ（天徳元（957）年～永承元（1046）年）の日記『小右記』の寛弘八（1011）年8月11日に、三条天皇（天延4（976）年～寛仁元（1017）年）が東三條邸より新造された内裏へ移徙した際にこれが行われた記述がある。そこには、

次諸卿進侯有擲賽之儀、〈聚攤也、〉（次に諸卿がお進みになり擲賽の儀があった。〈聚攤である。〉）

と書かれている。擲賽の儀のところに小さい字で「聚攤」と添えてあるので、擲賽の戯というのは聚攤である、と説明をしていると考えられる。

また、同じ日の事を史料によって攤と記したり擲賽・擲采と記したりしたものがある。寛弘2(1005)年2月10日に藤原道長<sup>ふじわらのみちなが</sup>(康保3(966)年~万寿4(1028)年)が東三條の新邸に移ったときに、これが行われている。この様子を道長の日記『御堂関白記』では、

戊時渡東三條、(中略)有新宅作法、其後与(上)達部五六献後、召紙打攤。(戊の時、東三條に渡る。(中略)新宅作法あり。その後、(上)達部と五、六献の後、紙を召して攤を打つ。)

と記されている。同じ日のことが『小右記』では、

戊時移徙東三條、用新宅儀云々、卿相追従、(中略)有擲賽之戲之者。(戊の時、東三條に移徙した。新宅の儀などを用いた。卿相が追従した。(中略)擲賽の戲をする者があった。)と書かれている。基準によって使い分けている様子もなく、区別して使用した様子もない。このようなことから攤と擲賽は同じものということができる。

## 2 漢字の意味

「擲賽」は賽を投げるという意味だが「攤」という漢字自体にはそのような意味はない。漢和辞典では次のように記されている。

・『新漢和中事典』(三省堂、昭和46(1971)年)

攤(タン) 1 ヒラく→開 2 平均に分ける 3 露店「書ー」

【攤飯】タンパン 食後のひるね

【攤錢】タンセン 錢を使うばくちの一種

・『大漢和辞典』(大修館、平成3(1991)年)

攤 ひらく、ゆるやか、わりあてる、しく、ひろげる、おさへる

・『日本語漢字辞典』(新潮社、平成20(2008)年)

攤(たん)

(1)平らに敷き延べる。(2)均等に配分する。(3)中国古代博打の一つ。攤錢。(4)露店、出店  
攤という漢字にはサイコロを振る遊びというような意味はなく、攤は日本でこの行為に名付けられた名称ということができる。

## 3 言葉の意味

擲賽という言葉は辞書、事典にないが、攤はいくつかの事典に掲載されている。

(1) 現在の辞書

- ・『国史大事典』（吉川弘文館、昭和62（1987）年）

攤:賽（さい）を投げて、出る目の数によって勝負する遊び。これを「攤うつ」といい『紫式部日記』に「攤うちたまふ」とみえ、『栄花物語』『大鏡』などにもその用語がみえる。また『徒然草』に「賽を取ればだうたんことを思ふ」とあって、賽によって行なったことが知られるが、それは古く伝来した双六が賽を用いる遊びであったことにおこり、双六盤によることなく、賽の目だけで勝負を争う賭事（かけごと）になった。中世に記録には紙を賭物として行った例が散見する。賽は二個を用い、筒に入れて振り出し、同じ目数の出た場合を重目（ちょうめ）と称し、重一（でっち）・重二（じゅうに）・重三（ちゅさん）・重四（しゅし）・重五（でっく）・重六（じょうろく）といい、その他の目の組合せにも通俗のよび方が行われた。なお「攤打つ」を双六と同義とする場合もあり、後世の児童の遊びで錢を用いたのを『和名類聚抄』に「意錢（ぜにうち）」と訓じている。（関忠夫、参考「日本遊戯史」酒井欣）

- ・日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典』（小学館、昭和62（1987）年）

攤:(攤は物をまき散らす意)平安時代以降に行われた遊戯。遊び方の詳細は不明だが、筒(どう)に入れた二個の采(さい)を振り出して出た目の優劣を競う。双六盤(すごろくばん)を使わない点で双六とは異なる。なお従来「攤錢」の略とされているが、信ずべき用例を見ない。

- ・新村出編『広辞苑 第3版』（岩波書店、平成2（1990）年）

錢を使って行う賭事。ぜにうち。のちにはすごろく（双六）の称。大鏡〈師輔〉「いで、こよひの-つかうまつらむ」。 -打つ 攤の遊戯をする。双六をする。宇津保〈貴官〉「殿上人集まりて攤打ち遊びするに」。

- ・『日本史大事典・巻4』（平凡社、平成7（1995）年）

攤（だ）：賽をふって占う儀式。公家の間で賽をふる遊びが変化して占いの儀式となった。（増川宏一）

- ・『平安時代史事典（上）』（角川書店、平成9（1997）年）

二個の賽を采筒に入れ、振り出して出た目の優劣を競う遊戯。古来双六盤の遊戯に賽を用いたが、双六を離れ、采の目だけで勝負を競うようになったものである。（以下略）（関忠夫）

- ・阿部猛編『古文書古記録語辞典』（東京堂、平成17（2005）年）

攤:平安時代以降に行われた遊戯で筒に入れた二種の采を振り出して出た目の多少を競う。

双六盤は使わない。攤は物をまき散らす意。

以上のように似ているところもあるがさまざまである。攤銭は中国のゲームで、日本では行われた記録はない。行われたとしても単なる遊びのため、記録には残らなかったと考えられる。攤の文字が用いられているため、攤を攤銭の略と解したのもみられる。実のところ「目の多少を競う」「目の優劣を競う」という事実は『西宮記』という資料に一か所見られるだけである。賽を振るのだから競うのだから、あるいは占いだろうといった先入観から執筆していると考えられる。これらの解説の多くは誤りである。そしてこのように誤りが多いのは、昔の辞書に解釈を誤っているものが多いからである。

## (2) 昔の辞書

歴史的な辞書にも攤の説明が出ている。

わみょうるいじゅうしやう みなものしたごう  
・『和名類聚抄』源 順（延喜11（911）年～永観元（983）年）編纂の平安時代の辞書である。

遊戯の項に攤・擲賽はなく、「意銭」という項目がある。

セニウチ  
意銭：後漢書注云意銭（世間云世邇宇知）。今之攤銭也。桂苑珠叢抄云以手有所搓。之謂攤。

（後漢書注に云う意銭である（世間でいうゼニウチである）。今の攤銭である。桂苑珠叢抄に云うには手を以て搓む所あり。これを攤と謂う。）

意銭は銭を投げて地面に置いた銭に当てるような遊びである。しかし、中国の攤銭はまとまった銭の山から4枚ずつ取っていき、最後に残った銭が何枚になるか当てる賭博である。意銭と攤銭は異なり、攤銭と攤も異なるのだが、字が同じだからか同じものとしている。このため後世の書籍が皆誤る結果となってしまっている。

あいのうしやう  
・『搥囊鈔』室町時代中期に編纂された全7巻の辞典で、勸勝寺の僧行譽（生没年不詳）の編纂とされている。文安2（1445）年の刊である。攤については「攤打事」として次のように書かれている。

同草子（徒然草）攤ウタン事ヲ思トアルハ如何ヨムヘキ。攤（木偏）ト書ハ誤也。攤ナルヘシ。攤打ト云ハ双六体、博奕ノ事也。攤トハ賭博ト尺セリ。賭トハノリモノ也。ノリ物ハカケモノ也。博トハ博奕ナリ。筭ヲトリテ賭アル遊ハ博奕ナルベシ。是ヲ攤打共言也。但シ攤ハ他丹タンノ音ナルベシ。タト云ハ訓歟。人ニ可<sub>レ</sub>問。（句点は筆者が付した）

ここでも攤を双六と同一視しており、博奕としてしまっている。

わくんのしおり たにがわことすが  
・『和訓栞』江戸時代の国学者、谷川士清（宝永6（1709）年～安永5（1776）年）の編。江

江戸時代の安永8(1777)～明治20(1887)年にわたって刊行された。巻14の多(た)の項に「だうつ」という表記で出ている。

だうつ：大鏡、徒然草などにみゆ。攤打ちの義。和名抄にぜにうちといへり。杜詩に「白昼攤錢高」。

杜詩は中国唐代の詩人、杜甫の詩のことである。杜甫の詩に「夔州歌十絶句其七」(壺齋散人注)という作品がある。

詩	読み	意味
蜀麻吳鹽自古通	<small>しよくま こえん</small> 蜀麻吳鹽古より通ず	蜀の麻と吳の鹽とは昔から交易がある
萬斛之舟行若風	萬斛の舟の行くこと風の若し	二つの国を結ぶ萬斛船は風の様な速さで行き来する
長年三老長歌裏	長年三老長歌の裏	船長と舵取りは鼻歌を歌い
白晝攤錢高浪中	白昼錢を攤す高浪の中	客たちは高波の中で昼から博打をする

最後の行の攤錢は前述した中国の賭博ゲームである。攤は「分ける」という意味で使われている。

・『嬉遊笑覧』江戸時代に喜多村信節(1783(天明3)年～1856(安永3)年)が記した随筆で1830(文政13)年の刊である。

意錢は『和名抄』に「後漢書の注に云う、意錢(世間云、世邇宇知)、今之攤錢也。桂苑珠叢抄に云う、以手有所搓(モム)、謂之攤(ダト)(此間云、駄。)」とあり。『後漢書』梁翼伝に「少為貴戚、逸游自恣、嗜酒能挽滿彈棋格五六博蹴鞠意錢之戲」といふ、是なり。『杜甫が詩』に、「白昼攤錢高浪中云々」とあり。『和名抄』に、搓を毛無(もむ)と訓たれば、錢を兩掌の内にもみて擲(ナゲウ)ち、そのなめとかたとのあらはれたるにて、勝負の有なるべし。(中略)『紫式部日記』に「(略)」。また『徒然草』百五十七段、「盃をとれば酒を思ひ、賽を取ればだうたんことを思う。

・『日本遊戯史』酒井欣著で建設社から昭和10年に刊行されたゲームに関する大著である。

攤:本来はタンだが、『徒然草』や『大鏡』にダと出ているのでダと呼ばれる。平安時代は生徒、庚申、饗宴の折に懸物を賭けて行われた。攤錢と攤は異なる。『玉海』には安徳帝の産養で遊ばれた様子が書かれている。まづ貴人の前に円座を設け、切燈台をすゑ、賭け紙を出したものが擲賽、いい目を出した者が賭け紙を取る。(以下略)

以上のように、攤を解説した書籍があるが、古典的資料に攤がどのようなものか書かれたものがないため、過去の誤った解釈と類推で書かれている。そしてそれらを現在の辞書・事典が準拠しているため誤ったままになっているのである。

#### 4 文学の解説

古典文学の書籍では、難しい用語などに校註者の注釈が添えられている。攤・擲賽は注釈が付けられていることが多い。

##### (1) うつほ物語

「うつほ物語」は平安時代中期に書かれた長編物語。産養の複数の場面で攤の記述がある。

・河野多麻校註『日本古典文学大系11宇津保物語二』（岩波書店、昭和39（1964）年）

「攤」は攤錢（だせん）の略。銭で行う賭事。「せにうち」。倭名抄卷二芸術部「後漢書注云、意銭 此世間云二世邇字知一 今之攤錢也、桂苑珠芸抄云、以手有所搓謂之攤、攤駄、訓毛無。」（あて宮）

「攤」は「攤錢」の略。意銭（ぜにうち）ともいって、銭を銭で打ちつけて勝負をする遊び。中国から入り当時流行した。（蔵開（上））

##### (2) 紫式部日記

源氏物語の作者として知られる紫式部（生没年不詳）の日記。寛弘5（1008）年の一条天皇（天元3（980）年～寛弘8（1011）年）の中宮、藤原彰子（永延2（988）～承保元（1074）年）が敦成親王（寛弘5（1008）年～長元9（1036）年、後の後一条天皇）を出産した産養のときの記述で攤が登場する。「殿を始め奉りて攤打ち給う。紙の争いとまさなし。」という一文だけである。

・関根正直『紫式部日記詳解』明治書院、大正13（1924）年

攤はもと漢土にて、銭をもて、銭を打ちて勝負を争ふ賭事なりし由、狩谷望之喜多村節信等の考説の通りなるが、本邦にては双六の賭事するを攤うつといへり。大鏡師輔の伝にも、「いで今宵攤仕うまつらむ。といひて、次に重六いでことて打たせ給ひけるに」とあるは、双六のさまなるにて知るべし。又賭物に紙を出だす事も当時のならひと見えたり。傍注本の頭書に源礼委記の文を載せて、紙の置きやうなど其の作法を記したれど、言長ければ略す。



- ・藤田徳太郎「紫式部日記」『平安朝の日記文学（下）』建設社、昭和18（1943）年

攤：双六の遊戯の一種

紙の争い：攤の賭物に紙を出したのを云ふ。

- ・萩谷朴『紫式部日記全注釈』角川書店、昭和46（1971）年

攤：采すなはち賽・さいを擲げて、その賽の出た目によって勝負を争い、あるいは競技を進行せしめるものは、双六の盤戦でも丁半の競技でも、全て擲采・攤打ちということができたわけである。この場合は、双六の盤戦のように賽の目を手段とするのではなく、賽の目の優劣そのものを争う、丁半の遊びであったかと思われる。

- ・中野幸一校註「日本古典文学全集18 紫式部日記」小学館、平成7（1995）年

攤：打攤（だだ）。擲采（ちょうさい）とも。すごろくの種類。

- ・伊藤博校註「新日本古典文学大系24・紫式部日記」岩波書店、平成12（1999）年

攤うちたまふ：打攤（だだ）。二つの賽を筒に入れて振り、出た目を競う遊び。

### (3) 大鏡

「大鏡」は平安時代に書かれた歴史物語。列伝「師輔」に攤が登場する。

- ・池辺義象『新註対訳 大鏡』（田中宋栄堂、大正10（1921）年）

攤：ココは、盤双六をいふ。盤双六とは、木盤の中央を境として、両方に、十二づつの目を盛り、十二の馬（黒白の別あり）を並べ、二個の采を竹筒の中に入れ、両人盤に対して、互いに其の采を振り出し、采の目だけ馬を進め、早く敵の線中に入りたるものを勝となす。この時代は攤のことが良く分かっておらず、盤双六と同一視している。

- ・松村博二校註『日本古典文学大系21 大鏡』（岩波書店、昭和35（1960）年）

攤：音はタンまたはダン。物をまき散らす意。銭を投げてする一種の賭け事。

同書の巻末注では

攤：わが国では普通「ダ」と読み、双六の意に用いる。双六は、目を盛った盤を中において、互いの馬（白黒の石）を十二個並べておき、二つの采（さい）を筒に入れて振り、その出た数だけ目を数えて馬を送り、早く敵の領内に送り終わった方を勝ちとする。下文の「こよひの攤」は、岩瀬本にはこよひのすごろくとなっている。

となっている。盤双六の駒は各自15個である。解説者は盤双六もよくわかっていない。

- ・橘健二校註『日本古典文学全集20 大鏡』（小学館、平成7（1995）年）

攤：双六。双六盤の上に敵味方の馬（白黒の石）を配し、采（さい）の目の数によって動

かし勝負を競う。古代インド・中国伝来の遊戯で銭を使って行なう賭事(かけごと)であったが、のちに双六の遊びとなった。

#### (4) 徒然草

「徒然草」は吉田兼好の随筆。157段に「筆を取れば物書かれ楽器をとれば音をたてんと思ふ、盃を取れば酒を思ひ、賽をとればだうたんことを思ふ、心は必事にふれて来る。かりにも不善の戯をなすべからず。(筆を手にとると何か書こうと思われ、楽器を手にとると音を立てようと思う。盃を手にとると酒を思い、サイコロを手にとると、攤を打つことを考える。心は必ず物ごとにふれて起こる。かりそめにも良くない遊びをしてはいけない)」という書き出しで始まる文章がある。

・佐野保太郎『徒然草新講』(福村書店、昭和24(1949)年)

「攤」は普通双六の事だといふが、平安時代あたりで「だうつ」といつたのは、雙六ではない。紫式部日記に攤うち給ふ。紙の争ひいとまなし」とあるやうに、紙を賭け、めいへが賽によつて勝負を争つたものらしい。しかし此所にいふのは、昔から言つて居る通り、恐らく雙六の事であらう。

こういった文学の解説は、ほとんど前節でとりあげた辞書・事典を参考にしているため、それらの誤った解釈を掲載しているものが多い。次章より攤の実態を細かく見ていく。

## 第2章 攤・擲賽の実態

攤・擲賽が行われた記述のある資料は200以上になる。その場面は庚申・産養・移徒の3つの行事に集約できる。以下それぞれの場面に分けて、攤・擲賽の実態を明らかにする。

### 1 庚申

#### (1) 庚申とは

庚申は十干十二支の一つ「かのえさる」のことである。十干十二支は陰陽道の考え方で、年月日はすべて十干と十二支の組み合わせで表される。道教の考え方として、人間の体の中には三戸さんしという虫がおり、庚申の日は、それが体を抜け出して天にその人間の悪事を伝えに行くといわれている。そのため、この日は三戸が抜け出ないように眠らずに過ごす風習があり、これ

を庚申待ちといった。古記録では庚申の日に寝ずに過ごした記録が散見されるが、その際に攤・擲賽が行われたことが記録に残っている。また碁手と呼ばれる賭けものがあったことも記録されている。

## (2) 歴史書に見る庚申の攤・擲賽

庚申の日に寝ずに起きていたこと、いわゆる庚申待ちを行った記述はかなり古くから見られる。その際には内裏で饗宴が開かれていた。庚申の饗宴で最も古い記述は、『続日本紀』によれば奈良時代の神亀元（724）年に書かれている。

○十一月 ○庚申。召諸司長官并秀才及勤公人等。宴於中宮。賜糸各十絢。（庚申。諸司、長官ならびに秀才及び勤公人等を召した。中宮において饗宴。それぞれに糸十絢ずつ賜わった。）

ただ窪徳忠は、この宴会が庚申信仰由来かは疑わしく偶然の一致ではないか、この頃はまだ宮中では庚申の御遊びをしていなかったのではないかとしている<sup>1)</sup>。

『続日本後紀』には承和元（834）年の庚申の宴が記述されている。ここでは遊びとして囲碁が行われている。

○七月 ○庚申。是中旬之初也。上御紫宸殿。賜侍臣酒。乃至設親王大臣座於御床下。令以囲碁焉。夕暮而罷。賜親王大臣御衣。次侍從己上祿。各有差。（庚申。これは中旬の初めである。上は紫宸殿に御した。侍臣に酒を賜った。乃至、親王と大臣の座を御床下に設けた。囲碁をさせ、夕暮れになってやめた。親王と大臣に御衣を賜り、次に侍從以上に祿を賜った。それぞれ差があった。）

『続日本後紀』の承和3（836）年の正月にも「遊び」という題で庚申の饗宴が記録されている。

○正月 ○庚申。内宴於仁寿殿。以詩興為先。同賦理残粧之題。訖賜祿。是日。叙從七位飯高宿根全繼子外從五位下。（仁寿殿で内宴があった。まず詩の遊びを行った。同じく理残粧の題を賦した。終わった後で祿をたまわった。この日、從七位の飯高の宿根のすべての繼子に<sup>が</sup>外從五位の下を叙した。）

『日本紀略』の天慶2（939）年8月22日にも記録がある。

内裏有庚申遊。侍臣献和歌。（内裏にて庚申の遊びがあった。侍臣が和歌を献じた。）

攤・擲賽が登場するのは『殿上人女房歌合』の応和2（962）年の庚申の日の饗宴である。

応和二年五月四日、庚申、今夜内蔵寮設庚申具。亥刻召侍臣於前打攤。及丑刻、奏絃歌。曉更男女房献倭歌。（庚申。今夜、内蔵寮が庚申の具を設けた。亥の刻、侍臣を前に召し

## 貴族がサイコロを振るとき

て攤を打った。牛の刻に及んで、絃歌を奏した。暁にはさらに男女房が倭歌を献じた。)

亥の刻は午後10時、丑の刻は午前2時であるので、一晚中饗宴が続いたのは間違いないようである。また内蔵寮は金銀・珠玉や供進の御服、祭祀の奉幣などをつかさどった部署であり、庚申が宮中行事であったことを示している。

比叡山の僧、皇円(承保5(1074)年?~嘉応元(1169)年)が書いたとされる歴史書『扶桑略記』には、康保3(966)年11月30日の項に庚申の饗宴で攤を打った記述がある。

庚申。今夜、召殿上侍臣於御前、聊打攤給酒。(庚申。今夜、殿上に侍臣を召し、御前において聊か攤を打ち酒を給わった。)

このように庚申の日に饗宴を行った記録は数多く残っている。すべてが庚申待ちのために行った饗宴かどうかの確証はなく、饗宴の日が偶然庚申であったことは否定できないが、いくつかは庚申待ちのための饗宴であったと考えてよいだろう。庚申待ちの習俗は奈良時代に遡るかもしれない、平安時代には定着していたといえる。その際は和歌、囲碁、詩作などの遊びが行われるのも常であったと考えられる。饗宴は夜通し行われていたので複数の遊びが行われたことは自然なことである。攤・擲賽の記録は少ないが簡単なゲームであるだけにもっと多く行われていた可能性は高い。

### (3) 有職故実書・儀式書に書かれた庚申の攤・擲賽

有職故実の書や儀式の書にも、庚申の際の行事として攤・擲賽を行うことが書かれている。平安時代に貴族の源高明(延喜14(914)年~天元5(983)年)によって書かれた有職故実書『西宮記』に庚申の記述がある。

#### ●御庚申

出御、(御座前置半畳一枚、其辺立小燈台、又以大賽并筒、置半畳、可依召、)王卿依召参候、(候孫庇、)置御料錢供御菓子、有仰有集攤、(打高賽者候御前、最後打高目者取錢、打破時又始打之、)、或在作文、歌遊、倭歌(無定事)。((天皇が)お出ましになられた。御座の前に半畳一枚を置く。そのあたりに小さい燈台を立てる。また大きなサイコロと筒を半畳に置く。そうしたら(帝を)召す。皇族と公家を召し参らせる(孫庇にいさせる)。御料の錢と供えの御菓子を置く。集攤があるとの仰せがある。(高いサイコロを打つ者は御前に候。最後に高目を打った者が錢を取る。打ち破れた時はまたこれを打ち始める。作文や歌遊びや倭歌がある。(定まったものは無い。)

このように『西宮記』には、最後に最も高い目を出した者が錢を取る、というルールのような

なものが記載されており、攤はサイコロを振って大きな目を出した者が勝ち、勝った者が賭けられた銭を取るゲームであったといえる。そしてその銭は御料銭と書かれているところから、朝廷の機関が用意したものということになる。すなわちこの銭は朝廷が用意した賞金であって、賽を振るものが出した賭け金ではなかったということになる。

なお、増川宏一は著書『さいころ』<sup>2)</sup>と『日本遊戯史』<sup>3)</sup>の中で、攤の最も古い記録は『西宮記』に書かれている「天長七(830)年九月十四日の記録」(内容は上記のもの)だとしているが、これは大きな誤りである。『西宮記』の庚申の項は、上記のものが全文であり、日付の記述はどこにもない。増川のいう「天長七年九月十四日」というのは、この庚申の項目の2つ前の「薬師寺最勝会」の項目の中に記述されている日付であって庚申の項とは何の関係もない。増川が『西宮記』を読み誤ったものと考えられる。

また、平安時代以降に書かれた有職故実書に『侍中群要』がある。著者・成立年代ともに不明だが、次のように庚申の記述がある。

御庚申。

凡御庚申之儀、装束孫廂(用掃部寮御屏風畳等)内蔵寮弁備召酒饌賜之。侍臣同寮進碁手料銭十二貫(御料二貫其遺給侍及女房)王卿依召進御前厨子所供菓子干物御酒終夜之間有擲采戯及干曉更有勅侍臣令奏管絃兼亦給禄。(およそ御庚申の儀は孫廂に装束する。(かもん 寮の御屏風と畳等を用いる)。内蔵寮の弁が酒饌を備えて召し、これを賜わる。侍臣が同じ寮で碁手料の銭十二貫を進める。(御料二貫を給侍及び女房にやる。)皇族、公家を御前に進め参らせる。厨子所が菓子と干物とお酒を供える。終夜の間、擲采の戯がある。曉に及んで更に勅があり、侍臣に管絃を奏でさせ、また禄を給わる。)

この文が書かれている『侍中群要 第八』の巻末に「嘉元四年四月二日」(嘉元四年は1306年)の文字があるので、その少し前に執筆されたものと考えられる。鎌倉時代後期であるが、内裏での庚申侍ちは平安時代と変わらずに行われていたことを示している。

有職故実の書の内容は、〇〇の時には△△をすること、というように普遍的に記載されているのではなく、××年(××月××日)の〇〇の時には△△をした、という具体的な事例を記載していることが多い。つまりは過去の記録が参考になっていたわけで、誰かが作った普通の決まりがあったわけではなかったようである。

後述するが、公家の日記には、庚申の日には内裏に呼ばれ、攤・擲賽を行った記述が書かれている。その際は、酒が出されたり碁手が出されたりしている。日記に見られる庚申の攤・擲賽はこれら有職故実の書にあるように行われていたようである。庚申の日には寝ずに過ごすこと

が目的であって、三戸の虫が抜け出さないように祈ったり、息災を願ったりするような祈祷が行われている記録は見られない。

ただ、ほとんどの記録にはどのようなルールでゲームを行ったのか書かれていない。唯一、『西宮記』に「最後に高い目を打った者が銭を取る」とあるので、単純に大きい目を出した者が銭を取るルールであったと類推できる。そのルールも次第に変化したと考えられるが、これは後の章で述べる。

#### (4) 物語に書かれた庚申の攤・擲賽

物語では「うつほ物語」と「大鏡」に庚申の記述がある。実話ではないだろうが、平安時代に書かれた物語であるので習俗などは事実を伝えていると考えられる。「うつほ物語」の「あて宮」の巻ではこの巻の主人公、あて宮が東宮に入内した翌年の庚申の日の饗宴が描かれている。

かくて、二月中の十日、年の始の庚申出来るに、東宮の君たち、御局ごとに。(中略)内にも宮にも殿上人集まりてだうち遊びするに、うへいと近き御局なれば、宮わたりたまへるに、あて宮おきたまへり。(さて、二月中旬の十日、今年初めての庚申の日が来たので、東宮のお妃たちはめいめいお部屋ごとにその準備をなさる。(中略)内裏方でも東宮方でも殿上人たちが集まって、攤を打って遊んでおられると、あて宮の御局はもっとも近いところなので、東宮があて宮のところへ御渡りになると、あて宮はお起きになっておられた。)<sup>4)</sup>

「内にも宮にも」の内と宮は大内裏の中の天皇の在所である内裏と皇太子の在所である東宮の意味である。大内裏の複数の場所で攤が打たれたということが読み取れる。内裏に集まった皇族・貴族が複数の場所で行ったのであろう。サイコロを振るだけの遊びであるので、一晩で1ゲームしか行われなかったはずはなく、短時間で終わるゲームが随所で行われたと考えるほうが自然だろう。「西宮記」に「打破時又始打之。(打ち破れた時はまたこれを打ち始める。)」とあるのは、1ゲームが終わったら次のゲームを始める、という意味と考えられる。

950(天曆4)年の庚申は『大鏡』に描かれている。『大鏡』は現実に即した歴史物語で登場人物は実在の人物のため、フィクションではあるが実際の逸話話の可能性もある。文章は下記の通り。「卷三 右大臣・師輔」の段で、藤原師輔ふじわらのもろすけ(延喜8(909)年～天徳4(960)年)の伝記である。

元方民部卿の御まごまうけのきみにておはするころ、みかどの御庚申させたまふに、この民部卿まいり給へり。さらなり、九条殿さぶらはせ給ひて、人々あまたさぶらひたまひて

攤うたせたまふついでに、冷泉院のはらまれおはしたるほどにて、さらぬだに世人いかがとおもひ申たるに、九条殿、「いで、こよひの攤つかうまつらん」おおせらるゝまゝに、「このはらまれたまへるきこおとこにあはしますべくば、でう六いでこ」とて、うたせ給へりけるに、たゞ一度にいでくるものか。(元方の民部卿の御孫(広平親王)が皇太子後補でいらっしやったころ、帝(村上天皇)が御庚申待ちをなさいましたが、その席に、この民部卿殿もおいでになられました。もちろん当然のことに、九条殿(師輔)も伺候しておられ、そのほかの人々も多数伺候していらっしやって、双六をお打ちになってお遊びになられました。その折も折、姫君(安子)が冷泉院をご懐妊になられているところで、そうでなくてさえ、世間の人、こんど生まれる方は、男女どちらの御子かと関心をもっておりましたところ、九条殿は「さあ、今晚の双六をいたしましょう」とおっしゃりながら、「このご懐妊中の御子が、もし、男子でいらっしやるならば、調六が出て来い」とおっしゃって、さいころをお振りになりましたところ、なんとたった一度でその目が出たではありませんか。)<sup>5)</sup>

訳注者が攤を双六と訳してしまっているがもちろん誤りである。これは村上天皇(延長4(926)年~康保4(967)年)の第二皇子、憲平親王(天曆4(950)年~寛弘8(1011)年)が誕生する少し前である。誕生は天曆4年4月24日なので、その前の庚申の日であるから2月11日か4月12日のことと考えられる。村上天皇の中宮、藤原安子(延長5(927)年~応和4(964)年)は師輔の長女であるので、男子を産めば中宮の生んだ男子ということで次の天皇になる可能性が高く、そうなれば天皇の祖父として絶大な権力を握ることができる。事実、ここで生まれた憲平親王は村上天皇の次の冷泉天皇となる。師輔は占いとしてサイコロを振っているため、攤が占いであると解釈してしまいそうになるし、実際にそう解説している者も多いのだが、これはそうではない。この日は庚申なので、集められた者たちで終夜過ごすことになり、そこでは攤が行われることになる。そのためサイコロが用意されているわけだが、師輔は「今夜行われることになっている攤を今やってみよう。もし生まれてくる子供が男なら6のぞろ目よ出る。」といってサイコロを振るとその通り6のぞろ目が出た、ということである。つまり攤の席で振られたわけではないのである。しかし、この文章のために攤は占いだと解説している事典や解説書がいくつもあり、非常に紛らわしい。

なお『大鏡』同様、平安時代に書かれた歴史物の『栄花物語』にも庚申の記述があるが、そこには、

女房達、碁、双六のほどのいどみのいとをかしく(女房たちが碁や双六をして争っている

のがたいそう面白く)

とあり、庚申の晩に行われるのは攤だけではなかったことが記されている。一晩中起きているのだから、一種類のゲームしか行われなかったほうが不自然である。普通に複数のゲームが行われたものと考えられる。

#### (5) 日記に書かれた庚申のサイコロ

日記の中で庚申の宵待ちが描かれているのは平安時代から室町時代にかけて、非常に長い期間である。その中で攤・擲賽が行われた記述は、寛和元(985)年～万寿3(1026)年にかけてみることができる。いくつか例を挙げる。

御庚申。有御庚申事。於石灰壇有擲采之興。内裏寮献碁手紙。(御庚申。御庚申の事があった。石灰壇において擲采の興があった。内裏寮が碁手紙を献じた。)(『小右記』(寛和元(985)年1月15日条)

此の夜、庚申の事有。勅して擲采之戯を賜る。(『権記』長保2(1003)年10月17日条)有庚申事。有管弦、和歌、攤等(庚申の事あり。管弦、和歌、攤などあり)。(『小右記』寛仁3(1019)年9月8日条)

庚申。召碁手。集攤。(庚申。碁手を召す。集攤。)(『左経記』治安2(1022)年8月23日条)庚申。内蔵寮進碁手紙。集攤。(庚申。内蔵寮が碁手紙を進めた。集攤。)(『左経記』万寿3(1026)年2月13日)

これらの記述は日記なので事実と考えられる。共通して書かれているのは、内裏で饗宴があり、その中で攤・擲采が行われているということである。庚申は120日に一度の割合で巡ってくるので年に3回ほどある。そのときに庚申待ちをした記述がないこともあるし、庚申待ちをした記録があっても攤と擲賽の記述がなかったものもある。

#### (6) 庚申の攤・擲賽の意義

日記に登場する庚申での攤・擲賽の記録は10世紀半ばから11世紀半ばにまとまっており、それ以降は見られない、しかし、庚申の夜に寝ずに勤めをする記録はこの後も残っている。日記を見るとこの時期以降に庚申の饗宴で行われたものとしては歌合わせが行われていることが多い。

したがって攤や擲賽が行われなくなり他のゲームに移ったと考えられる。その理由としてはサイコロのゲームは一瞬で決まるため長時間のゲームは少ない。昨今では複雑なゲームもある



が、当時としては簡単なもので、時間は長くつぶせない。和歌を読み、聞いて鑑賞し、優劣を判定する歌合わせの方が長時間かけられて楽しい。そのため歌合わせなどに移行したと考えられる。

庚申の日に攤・擲賽を行う意義は何だったのだろうか。有職故実の書籍にも庚申に攤・擲賽を行う理由や意味は書かれていない。庚申待ちは当初は三尸の虫が抜け出さないよう見張ることだったかもしれないが、少なくとも10世紀後半になると、それよりも寝ずに過ごすことに目的が移って行ったと考えられる。その結果として饗宴が行われることとなり、攤や囲碁や和歌が行われた。したがって、サイコロを振ることが魔除けになるなどといった意味はない。攤・擲賽が儀式的な意味合いを持っていれば、歌合せにとって替わられることはなかったはずである。夜通し起きているための時間つぶしとしてゲームが行われたと考えるべきであろう。そしてゲームをするときは賭けがあった方が面白い。そのために碁手が用いられた。内裏での饗宴は朝廷の主催であったので碁手も朝廷の機関が用意したのである。これは攤をはじめゲームの勝者への賭けの賞品・賞金であるが、内裏で庚申待ちをする者へのねぎらい、あるいは報酬として天皇など上の者から供出されたものである。したがって競技者が出して取り合う賭け、というよりは、大会の賞品・賞金としての性格であって、ゲームはいわゆる賭博ではなかったと考えられる。

## 2 産養（うぶやしなひ）

### (1) 産養とは

産養は貴族の出産の際の儀式である。奇数日の3日目、5日目、7日目、9日目などに行われるといわれるが、実際には出産の日から毎日何かしらのことが行われており、一連の儀式であったと考えられる。ただ奇数日の夜は大きな饗宴が開かれていた。現在のお七夜はその名残といわれている。また50日目や100日に行われた記録もある。産養は「ウブヤシナイ」といわれるが、漢字表記を逆にして「養産」と書かれた資料も数多く残っている。この産養では多くのことが行なわれているが、その中の一つに攤・擲賽がある。

### (2) 日記に見る攤・擲賽

産養の記録は皇族・貴族の日記などで見ることができる。いくつかの日記から各夜の儀式で行われたことを列挙してみる。

## 貴族がサイコロを振るとき

### ・善仁親王の産養

善仁親王（承暦3（1079）年～嘉承2（1107）年）は白河天皇（天喜元（1053）年～大治4（1129）年）と中宮・藤原賢子（天喜4（1057）年～応徳元（1084）年）の子で、承暦3（1079）年7月9日の誕生。後の堀河天皇である。源経信（みなもとのつねのぶ 調和5（1016）年～永長2（1097）年）の日記『経信卿記』に記述がある。

三日の儀（7月11日）：白屏風を出す、一献～五献、攤、廻粥

五日の儀（7月13日）：勸学院参賀、膳を出す、攤、御遊、禄を給う、廻粥

献とあるのは酒を盃に注いで乾杯すること、廻粥は粥をすすりながら回転行進するもの、御遊は管弦を奏でること、鳴弦と同じ意味と考えられる。勸学院は藤原氏によって作られた官僚育成機関である大学寮の寄宿舎で、勸学院参賀（勸学院の歩み、とも）は勸学院の学生が挙って祝辞を述べに訪れることである。

七日の儀（7月15日）：一献、勅使、二献、三献、汁、菓子、水飯、攤、禄を給う、管弦、禄を給う、廻粥

九日の儀（7月17日）：一献～五献、攤

### ・顕仁親王の産養

顕仁親王（元永2（1119）年～長寛2（1164）年）は鳥羽天皇（康和5（1103）年～保元元（1156）年）と中宮・藤原璋子（康和3（1101）年～久安元（1145）年）の子で、元永2（1119）年5月28日の誕生。後の崇徳天皇である。藤原資光（ふじわらのすけみつ 生没年不詳）の日記『祭資記』に記述がある。

三日の儀（5月30日）：記載なし

五日の儀（6月2日）：膳、初献～五献、攤、穩座、勸盃、衝重、御遊、廻粥

七日の儀（6月4日）：勅使、肴物、初献～三献、初献～三献、攤、勸盃、御遊

九日の儀（6月6日）：膳、初献～五献、攤、鳴絃、廻粥

### ・通仁親王の産養

通仁親王（天治元（1124）年～大治4（1129）年）は鳥羽天皇と中宮・藤原璋子の子で天治元年5月28日の誕生である。この産養は4点の日記で確認できる。

藤原宗忠（康平5（1062）年～永治元（1141）年）の日記『中右記』には、三日、五日、七日、九日の4回の産養が記録されている。

三夜の儀（5月30日）：白衣を出す、一～三献、朗詠、打攤、無禄、本宮、啜粥

五夜の儀（6月2日）：膳、一～五献、打攤、御遊、給禄、廻粥、匣

七夜の儀（6月4日）：初献～三献、給禄、初献～三献、打攤、御遊、給録、啜粥

九夜の儀（6月6日）：給禄、御前物供え、二～五献、打攤

藤原資光の日記『祭資記』には、三夜の儀の記述はなく、五夜、七夜、九夜のみの記載がある。

五夜の儀：膳、初献～五献、攤、穩座、勸盃、衝重、御遊、（略）、廻粥

七夜の儀：勅使、肴物、初献～三献、禄、初献～三献、攤、勸盃、御遊、禄

九夜の儀：膳、初～五献、攤、鳴弦、廻粥

『源礼記』（執筆者不明）には三夜の儀のみ記されている。

三夜の儀：白調度、膳、一～三献、朗詠佳辰、攤、廻粥

ふじわらのあつみつ  
藤原敦光（康平（1063）年～天養元（1144）年）の日記『敦記』にも三夜の儀のみ記されている。

三夜の儀：湯殿、史記を読む、膳、攤、粥事

#### ・昇子内親王の産養

昇子内親王（建久6（1195）年～建暦元（1211）年）は後鳥羽天皇（治承4（1180）年～延応元（1239）年）と中宮・藤原任子（承安3（1173）年～暦仁元（1239）年）の子。1195（建久6）年8月13日の誕生である。三条中納言、藤原長兼（生没年不詳）の日記『三長記』によれば下記のとおりである。

三夜の儀（8月15日）：一献～三献、熱汁、菓子、水飯、攤、廻粥、問答

五夜の儀（8月17日）：一献～三献、熱汁、四献、菓子、五献、水飯、攤、肴物、御遊、廻粥、問答

七夜の儀（8月19日）：一献～二献、冷汁、朗詠、三献、熱汁、菓子、水飯、攤、朗詠。  
御遊と廻粥は無し

九夜の儀（8月21日）：一献～二献、冷汁、朗詠、三献、朗詠、熱汁、四献、菓子、五献、水飯、攤。衣と屯食は無し

以上のように、いずれの日にも攤が行われている。記載日の有無があるのは、個人の日記のため、参加・不参加の差があったものではないかと考えられる。産養の様子はある程度似通っているが、常に同一というわけではない。また、同じ日の出来事でも資料によって異なっている。これは個人の日記であるため、覚えていることが人によって異なっていたり、印象が強かったもののみ書いたりしているためだろう。しかし、複数の日記に共通に書かれていることは正しいものと考えて良いだろう。一覧で見ると、行うものはある程度決まっていたものの、厳密に決まっていたわけではないことが分かる。

攤の部分をもう少し詳しく記す。多くの産養の記述では「打攤（攤を打つ）」「有打攤之戯（攤

を打つの戯あり)」といった単純な記述のみだが、中には少し詳しく書かれているものがある。先に挙げた『経信卿記』の善仁親王の産養では詳しく書かれている。五夜では、

次置帟、次置円座・筒・采、又立切燈台、次諸大夫撒下御膳物并上臈・上達部前物、次自下臈献紙、次打攤了。(次に帟<sup>かみ</sup>を置く。次に円座・筒・采を置く。また切燈台を立てる。次に諸大夫が御膳物ならびに上臈・上達部の前物を撒下する。次に下臈より紙を献ずる。次に攤を打って終わる。)

七夜では、

次置紙、次撒殿下御前膳、次立切燈台、置円座并筒・采等、次自下献紙、次打攤。(次に紙を置く。次に殿下御前の膳を撒く、次に切燈台を立てる。円座ならびに筒・采などを置く。次に下より紙を献ずる。次に攤を打つ。)

九夜では、

次置紙、次献紙、次打攤。(次に紙を置く。次に紙を献ずる。次に攤を打つ。)

このように紙を置くこと、円座を出すこと、切燈台を立てること、筒とサイコロを用意することが攤の前段階として共通に書かれており、これらが攤に必須のものであることがわかる。

『中右記』には元永2(1119)年の顕仁親王の産養の三夜の儀に、さらに詳しい記述がある。

次立切燈台、敷円座一枚、置筒・賽、従下臈置紙、公卿皆悉又進寄、有打攤事。民部卿・予・宰相中将信通三人置紙、拔笏帰、又進寄、指笏打攤、拔笏帰、自余人々乍指笏帰本座、打攤後拔笏帰也。(次に切燈台を立てる。円座一枚を敷く。筒と賽を置く。下臈より紙を置く。公卿皆悉くまた進み寄る。攤を打つことがあった。民部卿と私と宰相中将の信通の三人が紙を置いた。笏を抜いて帰り、また進み寄り、笏をさして攤を打ち、笏を抜いて帰った。余りの人々から笏をさしながら本座に帰り、攤を打った後は笏を抜いて帰った。)

五夜、七夜、九夜にも類似の記述があり、他の産養でもほぼ同じ手順で進められたものと考えられる。ただ産養の場での攤は、紙や円座を出し、列席者が進み出ではサイコロを筒に入れて振り、元の席に戻るといふ、形式的なものであり、ゲーム的なものではなかったといえる。

しかし、そうでない攤も行われた可能性がある。『紫式部日記』に寛弘5(1008)年の敦成親王(寛弘5(1008)年～長元9(1036)年)の産養の様子が描かれている。敦成親王は一条天皇と中宮・藤原彰子の子で後の後一条天皇であり同年9月11日に誕生した。このとき紫式部は中宮・彰子に仕えていた。日記には9月15日の五夜の儀の様子として、

上達部、座を立ちて、御橋の上にまいり給ふ。殿をはじめたてまつりて、攤をうちたまふ。かみのあらしひ、いとまさなし。(上達部たちは席を立てて透渡殿の橋の上に来られた。

殿（中宮・彰子の父親、藤原道長）をはじめ、皆で攤を打っている。位の高い人たちが紙を争っているのはとても見苦しい。）

と書かれている。「かみのあらしひ」は位の高い人たちの争いという意味と、紙を争う意味を掛けていると考えられる。争ってサイコロを振っているので大きな声を上げてはしゃいでいるなどして見苦しいのか、紙を賭けてゲームをしていること自体が見苦しいのかは不明だが、例えば囲碁をするときに賭けを行うことは珍しくなかったので前者と考えられる。場所も神殿と対屋の間の橋の上で、日記などに登場する場面ではない。儀式としての攤とは別に、遊びの攤があったと考えられる。

同じ敦成親王の産養は『小右記』にも記述があるが、攤についてはただ「その後、擲賽の戯があった」と一言だけしか記述がない。『小右記』を書いた藤原実資が権大納言という高い地位であったことを考えると、『小右記』に書かれている攤は天皇を交えての厳かな攤で、『紫式部日記』に書かれているのは神殿の外の橋の上で行われた厳粛でない、遊びの、紙を賭けた攤だったということができる。庚申でも内裏の内外で攤が行われたことが「うつほ物語」に書かれているが、産養でも複数の場所で攤が行われたということである。

多く残っているのは天皇の子の出産だが、それは記録が多く残っているからである。天皇以外としては、『小右記』の筆者である藤原実資<sup>ふじわらのさねすけ</sup>が自分の子どもの誕生で攤を行っている記述がある。子どもは985（永観35）年4月28日に誕生。30日に三夜、5月2日に五夜、4日に七夜が行われている。当時、実資は蔵人頭であった。七夜の儀では、

元輔一人執盃読和歌、其後有擲賽之戯、康平朝臣出碁手三十連。（元輔一人が盃を執って和歌を詠んだ。その後擲賽の戯があり、康平朝臣が碁手として三十連を出した。）

とある。三十連は紙三十枚ということである。

九条兼実<sup>くじょうかねざね</sup>（久安5（1149）年～承正元（1207）年）が自分の子どもの誕生で行っている記述が兼実の日記の『玉葉』にある。長男の良通<sup>よしみち</sup>は仁安27（1167）年11月6日に誕生、11月12日に七夜の儀を行っている。兼実は前日に右大臣になっている。12日の日記には、

次供御前物〈其儀先如、陪膳同前〉。次有攤事、先置紙。（次に御前の物を備えた。〈その儀は先のごとし、陪膳は前に同じ〉。次に攤の事があり、先に紙を置いた）。

とある。このように、皇族でなくても攤は紙を出して行われており、貴族の産養の儀における一般的な事柄であったことがわかる。

(3) 物語に見る産養の攤・擲賽

日記では形式的だが、物語の中にも登場する。日記の産養が事項の列挙のみであるのに対し、物語ではその様子や人の考えなどが描かれていて興味深い。

平安時代に書かれた『うつほ物語』の「葦開（上）」の巻では、物語の主人公ともいえる藤原仲忠の妻、一の宮が出産した後の産養の様子が描かれている。

かくて、御産養の三日の夜は、右大将殿したまふ。白銀の衝重十二、同じ物、打敷ものふの花文綾に薄物重ねたる。白銀の透箱六つに、御衣、御むつき、打敷入れたり。屯食十具ばかり。碁手百貫なむありける。籠りたまへる人々、夜一夜、遊び攤打ちなどしたまふ。（こうして御産養の三日の夜の儀式は、右大将殿が執り行われる。白銀製の衝重十二、同じ白銀の器物、打敷は、ものふの花文綾に薄物を重ねてある。白銀の透箱六つには、御衣や御産着を入れ、下に敷物を敷いてある。屯食は十具ほど、碁手は錢百貫が用意された。右大臣殿の屋敷にこもってらっしゃる方々は、一晚じゅう管弦の遊びや碁を打ったりなどなさる）<sup>6)</sup>。

訳注者は攤の意味がわからず碁とってしまったようだが、産養のときに攤を打つのは多くの資料で確認できることであり、攤で間違いない。翌々日の五日の産養でも攤の記述がある。

五日の夜、あるじのおとど、同じくいかめしうしたまへり。男皇子たちも、さまざまにかめしうしたまへり。攤打ち、物かづきなどしたまふ。（五日目の夜の産養は、主の右大臣殿が三日目の夜と同じく盛大になさった。男宮たちもさまざまに立派な贈物をなさった。攤を打ったり、参列者に禄を与えたりなどなさった。）<sup>7)</sup>

さらに翌々日の七日の儀でも攤の記述がある。

かくて、黄ばみたる一重に黄金の錢の錢一つづつ十包、白き色紙に白銀の錢一つづつ三包、白き色紙をば、外にうるはしく出ださせたまふ。黄ばみたるをば、大人して御前ごとに参りたまひつ。碁、双六盤参りたり。あるじのおとど、正頼「魚、鳥、ここにはさらになし」とのたまへば、御簾のうちへさし入れたまひつ。かくて、内外、攤打ちたまひて、御かはらけ度々になりて、油よきほどにさしたまひつ。東攤<sup>あづまだ</sup>など、童、大人打つ。攤、碁のことは、宿徳多く打ち取りたりける。（こうして、黄色がかった紙一重に、黄金の錢を一つずつ包んで十包、白の白紙に白銀の錢を一つずつ包んだものを三包、白の色紙に包んだものを、御簾の外にいる右大臣殿の子息たちのもとへ美しく調べてお出しになる。黄色がかった紙で包んだものは大人の女房に持たせて、政頼殿たちの御前ごとにさしあげさせなさる。碁や双六の盤が差し出された。主の正頼殿は、「魚や鳥はここにはまったくおりません。」と

おっしゃったので、中納言は、御簾の中に梨壺よりの贈物を差し入れなされた。こうして御簾の内でも外でも攤をお打ちになる。何度もお酒が巡って、灯火もよい時分に油をさし足しなされる。東攤などを童や大人の女房が打つ。) <sup>8)</sup>

「内外、攤打ちたまひて」とあるところから、複数の場所で攤があったことが書かれている。前述した日記の産養の通りであり、内は儀式としての天皇を含めた高貴な貴族たちによる攤、外はそれ以外の者たちによる攤であろう。文中の「東攤」というものがどういうものかはわかっていない。文学書の解説では「関東で流行している攤の一種か。」<sup>9)</sup>「東歌のごとく東国で行われ攤の一種か。」<sup>10)</sup> という注釈がつけられているが、東(あずま)という言葉に田舎や鄙びたという意味があることからの推量と考えられる。筆者は、子供などが行っているの、日記などに書かれている位の高い者たちの攤に対する言葉、つまり身分の低い者たちの攤という意味ではないかと考える。その他厳粛な儀式の攤でない攤、あるいは賭けや賞品を伴わない攤、朝廷が賞金・賞品を出さず自分たちが賭けるものを出したギャンブル的な攤、などが考えられるが、ほかに用例がなく断定できない。

次の「蔵開(下)」の巻には <sup>みなもとのすずし</sup>源 涼の子の産養が描かれている。

宰相の中将、祐澄「今宵は、祐澄は、はしたなき目をこそ見たまへつれ。攤に負け迫りて、はたまろに、いささかをとて、碁手を借りつれば、ののしりつるに、わびてなむ侍りればこそ、いと多くかうて侍れ」(宰相の中将、「今夜、祐澄ははしたない目を見ました。攤に負けて切迫して、宮はたに、ちょっとだけということで、碁手の銭を借りましたら大声で騒がれまして困ってしまいました。けれども、この碁手の銭をわたしに少し盗ませましたからこそ、今は、宮はたの持ち分もこんなに多くございます) <sup>11)</sup>

産養の儀に出席していた源祐澄が攤に負けて金がなくなり、碁手として用意されていた銭から少しかかりようとした、ということである。実際に負けた者が金を出していたことが書かれているが、攤に参加した者が金を出していた記述は日記にもなく、実際にこのようなことが行われていたのかは少し疑問が残る。ただ先に子どもなどによる東攤があったように、大人の男性も厳粛な攤以外に攤を行ったことは十分考えられ、そちらは儀式でなく遊びとして行われたので金を賭けることもあったのであろう。

その直前には、次のような描写がある。

色紙を引き違えつつ、碁手多く包みて、御前ごとに参れり。大将、仲忠「中納言の君の財は、みな今宵打ち取りてむ」とて、碁を打ちたまへば、中納言、涼「承りぬ」とて打ち競ひたまへば、結び袋に入れて出したる、一度にいと多く押し立てて打ち入れつ。(色紙の色を

引き違えるようにずらして重ね、碁手の銭を多く包んで、人々の御前ごとに差し出された。大将は、「中納言の君がお持ちの財宝は、みな今宵打ち取ってしまおう」とおっしゃって、碁をお打ちになるので、中納言は、「その勝負お受けしましょう」とおっしゃり、打ち競いなさって、結び袋に碁手の銭を入れて出したものを、一度にたいそう多く意地を張って賭けて入れ上げてしまった。<sup>12)</sup>

ここでは碁手を賭けて囲碁が行われたことを描いている。「うつほ物語」はフィクションではあるが、平安時代の作で当時の習俗を描いており、実際に産養の際には攤だけでなく碁も行われたものと考えられる。

#### (4) 産養の攤・擲賽の意味

新井重行「皇子女の産養について - 摂関・院政期における変化を中心に -」（『書陵部紀要 63』宮内庁書陵部、2011）は皇子女の産養について丁寧にまとめた論文だが、攤については、銭や紙を賭けて賽の目を競う遊戯である攤が行われる<sup>13)</sup>。

と一文で簡単に済ませている。これは事典などに良く出ている解説なので、それをそのまま記載していると考えられる。平間充子は、

菅円座の置かれた場所をもう一度考えてみると、それは御簾の前すなわち新生児の前に敷かれている。そこはまさに、廻粥の儀の前に必ず行われる攤打ちの賽が振られた場所なのである。神意を占う行為である攤を打つことによって言わば神を降ろし、その場所に座った間口役は神の仮の姿として、他界よりやって来た新生児からこの世の秩序とは相いれない「負」の要素を追い払う役目を負っていた<sup>14)</sup>。

と書いているが、平間の取り上げた資料にも、これまで筆者が調べた資料にも、そのようなことが書いてあるものはない。サイコロを振ることは占いだという先入観があり、何か儀礼的な意味があるはず、と考えてそのような結論を下したのであろう。

多くの解説が、サイコロを振る＝占い＝子供の未来を占い、あるいは、サイコロ＝まじない＝健やかな成長を願う、といった類型化した考えがあって、勝手にそういうものと解釈しているようである。しかし、占いであれば通常一度のはずである。三夜、五夜、七夜、九夜と産養の儀のたびに行われるのは説明がつかない。また攤・擲賽が行われる際の表記は、ほぼ同じ様で紙を置いて筒と賽を用意してサイコロを振るというものである。生まれた後なので安産の祈願でもない。無事な成長を願うといった動作も言葉もなく、振った結果に関する記述もない。これでは占いとは到底考えられない。



攤・擲賽は出産の際の祝宴に集まってくれた客人たちが、時間をつぶすゲームとして、また賞品・賞金として提供された碁手を分配するためのゲームとして機能したと考えられる。それは祝の品を持参して集まってくれた者たちへの一種の祝い返しのような性格を持つものではなかったか考える。そこには子供の成長を祈願したり、行く末を占ったりするような意図はなかったと考えられる。

### 3 移徒

#### (1) 移徒とは

移徒は「わたまし」と呼ばれ、天皇など貴人が住居を変えることである。天皇の行幸や移徒の記録は太田史『皇居行幸年表』（群書類従完成会、平成9（1997）年）に記されているが、ほぼ毎年のように行幸を行い、数年に一度、住居を変えている。主な理由としては火災が多い。当時の日本の家屋は木と紙でできており、照明は灯し油に芯を入れて火をつけたものであったので、火災が多かったのは当然のことといえよう。さらにこのころから貴族の生活が夜型になってきたことにも起因するという指摘もある。したがって住居が火災で焼失すれば、他の場所に転居することとなり、焼失した住居が再建されれば還ることになる。そのような記録がいくつも残っている。

その移徒の際に、攤・擲賽を行った記述が書かれている。これは移動した当日だけでなく、翌日、翌々日も行われており移徒の際の儀礼は3日間だったことを物語っている。ただ、攤が行われたすべての移徒を見ると、一日しか行われなかった場合や、1日目と2日目のみ攤が行われなかった場合もあり、必ずしも3日間行うことが決まっていたわけでもないようである。

#### (2) 有職故実書に見る移徒の攤・擲賽

移徒は単なる転居ではなく、大きな行事であった。何日も前から準備をし、いつが吉日かを占い、大人数で時間をかけて移動を行った。いわば一つの儀式であった。行事や習俗をまとめた有職故実の書籍にも記述がある。

鎌倉時代に書かれた宮廷に儀式をまとめた書である『新儀式』（963年以降に成立。著者不明）には、「天皇遷御事」という項目があり、そこには天皇が遷御するにあたって、どのようなことを行うのが順番に記されており、各項目の次に小文字で、いつのときはどのように行われた、ということが書かれている。遷御先に入った次のこととして、

諸司所々人々従今夜三箇日不罷出。皆宿直。親王公卿召しにより御前に参上。内蔵寮弁備

貴族がサイコロを振るとき

饗饌。賜王卿已下侍臣。并女房等。又以屯食分賜供奉宿侍諸司所々。又献碁手延喜錢三十銓也。御料并分賜男女房。二三巡後。於御前有擲采之戲。事畢。王卿退下。(諸司所々の人々は、今夜より三日間外に出ない。皆宿直する。親王と公卿は召されて御前に参上した。内蔵寮が饗饌の準備をし、王卿以下の侍臣と女房たちに賜わった。また屯食を供え、宿侍諸司所々に分け賜った。また碁手を献じた。延喜錢三十銓<sup>ちつ</sup>である。御料ならびに男女房に分け賜わった。二三巡の後、御前において擲采の戲があった。事が終わって王卿は退下した。)とあり、遷御の際には関わった者たちが3日間外に出ずにいたこと、中務省の機関である内蔵寮が宴会の準備をし、また碁手として延喜錢を提供したこと、その錢を分けた後に擲賽が行われたことが書かれている。すべては朝廷が用意したものということで、移徒先での擲賽も儀式の一つであったことがわかる。また錢を分けた後に擲賽の儀を行っているところから、錢を取り合うために攤を行ったわけではなく、攤は形式的なものだったといえよう。

翌々日の三日目には、

第三日。後院又儲饗等。王卿侍臣参上御前賽翫。興尽命酌。醉酣。王卿給禄有差。事畢退下。(第三日。後院はまた饗宴を設けた。王卿と侍臣は御前に参上し賽翫をした。興が尽きて酌を命じた。酔い酣である。王卿は禄を給わった。差があった。事が終わって退下した。)

3日目にもサイコロで遊んだという記述である。「賽翫」という語は、賽を翫ぶということでサイコロを用いた遊びと考えられる。後述するが『時範記』に攤を「翫賽」と呼んでいる記述があり、これも攤のことと考えてよいだろう。この直後には、

天徳四年。冷泉院例也。彼年九月廿三日。従職御曹司遷御。諸衛皆固陣営。公卿并侍臣帶衛府者。皆帶弓箭候於殿上。今日。初解嚴固也。從此已下。他儀皆是天徳例也。(天徳4(960)年の冷泉院の例である。その年の9月23日。職に従い御曹司が遷御した。諸衛皆が陣営を固めた。公卿ならびに侍臣衛府の者が帯同した。皆は弓箭を帯びて殿上にいた。今日、初めて厳しい固めを解いた。以下もこれに従う。他の儀も皆、天徳のときの例である。)と注釈が付けられている。これはこうすべき、ということではなく、天徳4年の遷御の様子を記したものである。

庚申のとき同様、有職故実書の記載は、あるときの内容である。しかし、それを読んだ後世の者が参考にしたことは間違いないであろう。

平安時代の儀式の調度などを記した『類聚雑要抄』の第2巻には康平6(1063)年に内大臣藤原師実が花山院に移徒した際の移徒の作法が記述されている。それによれば、

- |    |                |                          |
|----|----------------|--------------------------|
| 第一 | 童女二人 一人擎水 一人擎燭 | (童子、童女の2人、一人は水を、一人は燭を持つ) |
| 第二 | 一人牽黄牛          | (一人が黄色い牛を牽く。黄牛はあめ色の牛である) |
| 第三 | 二人擎案上着金寶器      | (二人が案上をかかげ、金寶器を着する)      |
| 第四 | 二人持釜内着五穀       | (二人が釜を持ち、中に五穀を入れる)       |
| 第五 | 家長             | (その家の主人)                 |
| 第六 | 一人擎馬鞍          | (一人が馬の鞍を持つ)              |
| 第七 | 子孫男            | (その家の主人の男性の子と孫)          |
| 第八 | 二人持箱盛絵錦綵帛      | (二人が絵や錦や綵帛を入れた箱を持つ)      |
| 第九 | 二人持甌之内五穀飯      | (二人が甌を持つ。中に五穀の飯を入れる)     |
| 第十 | 家母帶鏡於心前        | (家母が心前において鏡を帯びる)         |

と書かれており、このように行列を作って移徒を行ったことがわかる。この後、移徒先でのこととして、水と火を机上に置き、金寶器などを箱に盛り、五穀を大炊に入れ、牛を繋ぎ、五菓を食し酒を飲むことが書かれているが攤の記述はない。

### (3) 日記に見る移徒の攤・擲賽

貴族の日記には、平安時代から鎌倉時代まで、数多くの移徒が記述されており、筆者が確認しただけでも90件近くに上る。

確認できている攤・擲賽が行われている最も古い記録だが、寛和3(987)年2月19日に一条天皇(9天元3(980)年～寛弘8(1011)年)が凝華舎より清涼殿に還御したことが『小右記』に記されている。2月19日の条には、

摂政以下於侍所有杯酒事、主上出御、小選入御、内蔵寮殿上・女房・蔵人等饗、入夜召公卿、御前給衝重有擲賽之戯。(摂政以下は侍所において杯酒のことがあった。主上(天皇)が出御し、しばらくして入御した。内蔵寮で殿上人・女房・蔵人などが饗宴をした。夜になって公卿を召した。御前が衝重を給わった。擲賽の戯があった。)

翌20日の条には、

今日穀倉院饗、公卿三四人被候侍所、退出之後有擲賽之興。(今日は穀倉院で饗宴があった。公卿三、四人が侍所においでなった。退出の後、擲賽の興があった。)

とあり、2日目にも饗宴と擲賽があったことが書かれている。3日目には擲賽の記述はない。

承徳元(1097)年10月11日、堀河天皇(1079(承暦3)年～1107(嘉承2)年)が二条殿から新造かやのいんの高陽院へ移徒した。藤原宗忠ふじわらのむねただの日記、『中右記』ではその少し前の10月3日に、

貴族がサイコロを振るとき

今日於高陽院新造中殿。(今日、高陽院において中殿を新造す。)

とあり、その8日後に移徒が行われている。10月11日の日記には下記のように書かれている。

今夕初有行幸高陽院。(中略)一献之後召圓座、庇第一二三間二行敷之、依仰諸卿着之、置攤宿紙 御料紙、頭中将取之立御座辺、〈折敷高器〉、次撤広庇座燈台、公卿座上ニ立切燈台、々々前敷圓座一□□置筒賽、〈此役藏人弁勤之〉、次侍臣置紙一帖、〈六位一人、五位一人、□□一人、次諸卿献上打攤了、〉入御、諸卿退出、今夜依御衰日無中宮行啓。(今日の夕、初めて高陽院に行幸することがあった。(中略)一献の後に圓座を召した。庇第一二三間の二行にこれを敷いた。仰せにより諸卿はこれに着いた。攤の宿紙と御料紙を置いた。頭中将がこれを取り、御座の辺りに立てた。〈折敷は高器であった〉、次に広庇を撤し燈台を座した。公卿の座の上に切燈台を立てた。前に圓座を敷き、筒と賽を置いた(此の役は藏人弁が勤めた)。次に侍臣が紙一帖を置いた。〈六位が一人、五位が一人、(四位が)一人、次に諸卿が献上して攤を打ちおえた〉。(天皇が)入御した。諸卿が退出した。今夜は御衰日により中宮の行啓はなかった。)

また翌10月12日には、

夜公卿参内、御前打攤儀如去夜云々。(夜に公卿が参内した。御前で攤を打つ儀が昨夜のようにあった。)

その翌日の10月13日には、

御前儀如去夜云々。殿下中宮大夫以下公卿九人参入。勤杯頭弁、瓶子藏人弁、〈経公卿座前進云々、〉御料紙頭中将被献、置打攤人々六位一人、〈雅職〉、五位一人、〈藏人弁〉、四位一人、〈頭弁〉、次公卿、事了退出、陣座有盃酌、〈小納言懐季勤盃云々〉。(御前で昨夜のように儀式が行われた。殿下に中宮大夫以下公卿九人が参入した。勤杯は頭弁が、瓶子は藏人弁が、〈経公卿座前進云々、〉御料紙は頭中将が献ぜられた。置いて攤を打った人々は六位が一人(雅職である)、五位が一人(藏人弁である)、四位が一人(頭弁である)。次に公卿(が攤を打ち)、事が終わって退出した。陣座では盃酌があった(小納言の懐季が盃を勤めた)。

と書かれており、3日続けて攤が行われたことが書かれている。

この日の移徒は平<sup>たいらの</sup>時<sup>ときのり</sup>範(天喜2(1054)年~天仁2(1919)年)の日記である『時<sup>ときのり</sup>範<sup>りき</sup>記』にも記述されている。『時<sup>ときのり</sup>範<sup>りき</sup>記』には、時<sup>ときのり</sup>範<sup>りき</sup>が移徒の8日前から毎日移徒先である高陽院に行っていることが書かれており、移徒には十分な準備がなされて行われたことがわかる。移徒の行われた10月11日から3日間のことが『中右記』よりも詳しく書かれている。

一献、二献、三献、敷菅円座、次下官取切燈台、参進、云替西燈台、取本燈台退入、次召人、下官参上、召筒賽、下官□筒賽、〈徒手〉、(中略)次藏人頭師頼朝臣進紙、次公卿自下依次進之、次召人、藏人盛家参上擲賽、次下官参上、取筒、殿下令入賽□、下官打畳六退、次頭弁参進擲之、次公卿自下依次擲之、擲賽戲了、群卿退入、(一献、二献、三献が行われた。菅の円座を敷いた。次に下官が切燈台を取った。参進が西燈台を替えるといった。本燈台を取って退入した。次に人を召した。下官が参上した。筒と賽を召した。下官が筒と賽を□(不明字、取か?)した。〈徒手〉、(中略)次に藏人頭の師頼朝臣が紙を進めた。次に公卿が下位より次にこれを進めた。次に人を召した。藏人の盛家が参上して賽を擲げた。次に下官が参上し、筒を取り、殿下が□(不明字、筒であろう)に賽を入れさせた。下官が畳六を打って退いた。次に頭弁が参進して賽を擲げた。次に公卿が下より次々サイコロを擲げた。擲賽の戲が終わり、群卿は退入した。)

畳六は重六(6のぞろ目)と同じ音であり、同じ意味で用いられたと考えられる。『時範記』には翌12日、翌々日13日も攤が行われたことが記述されている。

10月12日、(中略)次群卿依天氣移著円座、次頭弁供御料紙、次賜公卿紙、次替短燈台、次下官献筒賽、次侍臣献紙、次公卿献紙、次有擲賽之戲、事了群卿退下。(次に群卿依天氣移著円座、次に頭弁が御料紙を供えた。次に公卿が紙を賜った。次に短い燈台を替えた。次に下官が筒と賽を献じた。次に侍臣が紙を献じた。次に公卿が紙を献じた。次に擲賽の戲があった。事がおわって群卿は退下した。)

10月13日、次敷円座 於南庇、次諸卿進候円座、頭中将供御料紙、次賜公卿紙、次立替切燈台、次下官献筒賽、次侍臣献紙、次公卿献之、翫賽之興如昨日、事了諸卿退入、(次に南庇に円座を敷いた。次に諸卿が円座に進まれた。頭中将が御料紙を供えた。次に公卿が紙を賜った。次に切燈台を立て替えた。次に下官が筒と賽を献じた。次に侍臣が紙を献じた。次に公卿がこれを献じた。翫賽の遊びは昨日のようだった。事がおわって諸卿は退入した。)

ここでは「翫賽の興」という言葉が使われている。「昨日のよう」とあることから攤のことだとわかる。前述の『新儀式』の「賽翫」も同様に攤のことと考えられる。

以上の2つの日記は全く同じ年月日で同じ場所であり、2人の人間が同じ高陽院への移徒を綴ったもので、比較すると非常に興味深い。

ふじわらのただぎね藤原忠実(承暦2(1178)年~応保2(1162)年)の日記『でんりやく殿曆』には永久三(1115)年11月26日、鳥羽天皇が土御門第から新造の皇居大炊殿へ移徒したときの模様が書かれている。右

## 貴族がサイコロを振るとき

府は右大臣のことである。

11月26日、(中略)五位、六位、取円座敷長押上、公卿次第着了置紙、置昏進紙者従下臈擲攤、余始度入衆於筒、余可打度ハ右府入之、(五位、六位、円座を取り長押の上に敷く、公卿が次第に着き紙を置き終える。紙を置き、昏(紙)を進む者は下臈より攤を擲つ。余が始める度、衆(采の誤りか)を筒に入れる。余が打つべき度には右府がこれを入れる)ここでは擲攤ということばが使われている。『殿暦』は攤のことをこう表記している箇所がいくつかあり、執筆者の藤原忠実はこう認識していたということだろう。ほかにも少しだがいくつか擲攤という言葉が使われている資料があり、忠実のみがこう呼んでいたわけではなさそうである。

987(永延元)年2月19日、一条天皇が還御のため凝華舎から清涼殿へ移徙した際の『小右紀』の記述である。

主上出御、小選入御、内蔵寮殿上・女房・蔵人所等饗、入夜召公卿、御前給衝重、有擲賽之戯、(主上(天皇)が出御され、しばらくして入御された。内蔵寮が殿上・女房・蔵人所等の饗宴を準備した。夜に入って公卿を召し、御前は衝重を給わった。擲賽の戯があった。)続いて翌2月20日の『小右記』の記述である。

「今日、穀倉院饗、公卿三四人被候侍所、退出之後有擲賽之戯。(今日、穀倉院で饗宴があった。公卿三、四人が侍所に伺候された。退出の後に擲賽の戯があった。)」

このように、移徙に伴う攤・擲賽を行った記述は1317年まで、約70件にも及ぶ。多くの資料から、移徙の際には当日を含め3日間饗宴が続き、儀礼など様々なことが行われたことが分かっている。攤が行われた記録も多く、移徙の後に行われるものとして一般的なものであったといえる。

また天皇以外の皇族の場合にも攤・擲賽は行われている。正暦3(992)年11月27日、一条天皇の中宮、定子が二条殿に移御した。『小右紀』の記述では、

「数杯之後、打攤、以紙為贈物、公卿以下給禄左有。(乾杯が数度あった後、攤を打った。紙を贈物とした。公卿以下禄を給わった。差があった。)」

長徳4(998)年10月29日、天皇の母親に当たる東三条院詮子(応和2(962)年～長保3(1002)年)が一条院に遷御したが、『権記』には、

「今夜饗諸司儲之、有碁手〈紙〉、左大臣以下有打攤之戯。(今夜の饗は諸司がこれを儲けた。碁手〈紙〉があった。左大臣以下の打攤の戯があった。)」

と記されている。このほか、寛弘7(1010)年11月28日に右大臣、藤原顕光の行幸の際も攤が

あったことが『御堂閔白記』に寛仁元（1017）年11月10日に先の摂政であった藤原道長が二条殿に移徙した際に、10日、11日、12日と3日も攤があったことが『小右記』に記されている。皇族だけでなく、貴族が移徙した際も行われたのである。

#### (4) 移徙の攤・擲賽の意味

移徙についてはいくつかの研究論文がある。佐古愛巳が

移徙は通常、陰陽寮が作成する勘文に基づいて実施された。（中略）移徙は旧宅から新宅へ、水・火・土（黄牛）と竈神を移すことを主目的とする、陰陽師の関与が強い儀式であると推定できる<sup>15)</sup>。

と書いているように、大きな儀式性も持ったものといえる。そこで行われた攤・擲賽も儀式的な性格を持っていたというのがこれまでの見方のようなのである。例えば、増川宏一は

当初は単純な遊びであったのだろうが、さいころを用いるので-ふった時に出る目は人智で予測できないので神仏の意志の現われとされ-「擲采の戯」は占いの類似行為になった<sup>16)</sup>。

と書いている。たしかに転居のとき、転居をする前に陰陽師が占いをして日時や方角を決めているので、新居でのこれからを占うというなら理解もできるが、それなら3日間行う必要はないはずである。また何の目が出た、という記述はわずかにあるものの（次章で述べる）、だからどうだ、という目の評価的な記述はまったく書かれていない。これでは攤・擲賽が占いということは到底考えられない。また錦織和晃は攤の役割について、

新しい生活の始まりに際して、不安定さの直中にある人物に関わりの深い六位から公卿にまで及ぶ広汎な身分の人物が、このような性質の攤を奉仕することで、集団の不安を取り除き安心感を共有する<sup>17)</sup>

と推理しているが、個人の日記であれば感想や心情などが書かれてもよいはずで、それが書かれたものはなく、そのような感想を抱かせるような記述もなかった。

たしかに多くの移徙の際に攤・擲賽は行われている。しかし、だから儀式であり、その意義は新宅での今後の生活を占うものというのは早計と考える。であれば、なんらかの結果の記載があるべきであろうし、陰陽師や移徙を行った者が賽を振ったのではないだろうか。しかし実態は、賽を振るのは四位・五位・六位の者で、三位以上のいわゆる公卿と呼ばれる高位の者は行っていない。また占いであれば紙を賜ることも、3日間行われることも説明がつかない。

移徙の攤は何のために行われたか。高貴な者の引っ越しのため多くの貴族が集まっており、

移徒を行った者が、その者たちに賞品・賞金を出してそれを賭けてゲームをさせたものと考えるのが自然であろう。庚申や産養と同様、集まった者たちへ、集まった碁手－賞品・賞金を配分する手段だったと考えられる。それが後に形骸化して紙を与えるだけのものになったと考えたほうが説明がつくというものだろう。

### 第3章 攤・擲賽（采）の変容

攤・擲賽（采）は長い期間にわたって行われており、その中では性質も変化している。過去の解説者が誤っているのは、ほんの一時期や数回の事象で判断しているからである。

#### 1 遊戯から儀式へ

##### (1) 戯から儀へ

いくつもの史料で攤は「擲賽のギ」または「擲采のギ」と表記されている。この「ギ」という文字だが、「擲賽之戯」と「擲賽之儀」の2種類がある。「戯」は遊びで「儀」は儀式である。この2つの文字は明確に区別されて使用されていたと考えられる。というのは、時期が明確に分かれているからである。「擲賽之戯」は『小右記』『権記』『御堂関白記』『次戸記』『時範記』などで使用されている。しかし、元永2（1119）年6月6日の鳥羽天皇の皇子、顕仁親王（後の崇徳天皇、元永2（1119）年～長寛2（1164）年）の産養七夜の儀の『源礼記』などに記述されているのを最後に「擲賽之戯」という記述は見られなくなる。

また『小右記』では、永観3（985）年1月15日の庚申の日の攤や、永延元（987）年2月20日の一条天皇が清涼殿に還御した際の攤では「擲賽之興」と記されているが、「興」は娯楽の意であり「戯」と同義で用いられたと考えられる。元久元（1205）年12月2日の後鳥羽上皇が高陽院へ移徒した際の攤で、<sup>たいらのつねたか</sup>平常高（治承4（1180）年～建長7（1255）年）の日記『平戸<sup>へいこ</sup>記』に「擲賽之興」<sup>ふじわらのすけつね</sup>藤原資経（養和元（1181）年～建長3（1251）年）の日記に「攤之儀」と書かれたのを境に「戯」「興」という字は使われず、代わって「擲賽之儀」「攤之儀」という記述が登場する。この両者は明らかに使い分けられており、それは皇族・公家の中で攤・擲賽が、以前は遊びであり、以降は儀式であるという認識が完全になされていたことを意味する。その時期は両方の使用がある元久元（1205）年前後と考えられるが、理由は不明である。



(2) 作法は厳格だったのか

儀式化したことにより、日記の中の記述には攤・擲賽の作法に関する記述が記載されるようになった。特に笏の扱いに関する記述が多く、その他には、行うことの順番や体を廻す方向などの記述がある。増川宏一は、

攤を打つための殿座の拵えをはじめ、用具を含めた前段階の準備や攤を打つ時の作法がはなはだ厳格である<sup>18)</sup>。

と書いているが本当だろうか。

例えば笏の取り扱いについて書かれた日記は多い。産養のところで引用した『中右記』の顕仁親王の九夜の儀の様子のように、多くは笏を挿した、抜いたという記述だけで、その良し悪しには言及していない。ごく一部には意見を書いているものもある。例えば源有仁<sup>みなもとのありひと</sup>（康和5（1103）年～久安3（1147）年）の日記『花園左府記』には、天治元（1124）年5月28日に通仁親王が誕生した際の産養の様子が記述されているが、6月1日の三夜の儀の攤で、

次召筒賽、五位進資光持参、置円座、次六位進置紙、次五位進資光置帟、次忠宗置、次公卿、自下次第置紙、不拔笏、但右兵衛督拔笏、家流歟（次に筒と賽を召した。五位進の資光が持参した。円座を置いた。次に六位進が紙を置いた。次に五位進の資光が帟を置いた。次に忠宗が置いた。次に公卿が下位より順に紙を置いた。笏を抜かなかった。ただし右兵衛督は笏を抜いた。家流だろうか。）

と、皆が笏を抜かなかった右兵衛督が抜いたのを見て、その家の流儀か、と訝しんでいる。その6日後の九夜の儀でも、

頭中将（藤原忠宗）置紙、拔笏還、失礼歟、伊藤并藤大納言拔笏還、是者家説云々。（頭中将（藤原忠宗）が紙を置き、笏を抜いて還った。失礼だろうか。伊藤ならびに藤大納言は笏を抜いて還った。これは家の説などなど。）

と書いている。平親輔<sup>たいらのちかすけ</sup>（生没年不詳）の日記『見甫記』には建仁2（1202）年10月19日に後鳥羽上皇が新造された京極殿に移徒を行ったことが書かれている。その際に行われた攤の記述があるが、

次公卿自下臈置紙、〈乍指笏各帰着座、打攤後拔笏例也、又置紙之時、拔笏人有之、有説云々〉。（次に公卿が下臈より紙を置いた。〈笏をさしながら各々座に帰着した。攤を打った後、笏を抜くのが通例である。また紙を置く時、笏を抜く人があった。説があるそうである。〉）

と、通常は攤を打った後に笏を抜くのだが、紙を置くときに抜くという説があるようだと言っている。

## 貴族がサイコロを振るとき

ふじわらのながかね  
藤原長兼（生年不詳～建保2（1214）年）の日記『三中記』には元久2（1204）年12月2日に後鳥羽上皇が高陽院に移徒を行ったことが書かれている。その際に行われた攤のときに、

次公卿次第置之、〈為先下臈、八条大納言、置了、拔笏給、先々不被用此作法、今度如此、如何〉。次擲攤。（次に公卿が次第にこれを置く。（下臈を先に行った。八条大納言が置き終えた。笏を抜かれた。これまでこの作法は用いられなかった。今回このようにした。どうしたことだろう。）。次に攤を打った。

とあり、八条大納言が紙を置いた後に笏を抜いたのはこれまでにない作法だと書いている。

九条兼実の日記『玉葉』では治承二（1178）年11月14日の高倉天皇（応保元（1161）年～治承5（1181）年）の中宮・平徳子（久寿2（1155）年～建保元（1214）年）が言仁親王（治承2（1178）年～寿永4（1185）年、後の安徳天皇）を出産した際の産養の三夜の儀の攤のときの様子として、

大進平基親置挿笏持參筒賽、経関白座上間并燈台北置円座上、（中略）内大臣指笏取紙経座中置之、乍挿笏復座、次余指笏取紙、膝行進寄円座下置之、不拔笏逆退復座、次左大臣指笏、起経座中置之、次太政大臣居寄置之、次関白置笏取紙置之、次自下臈參上擲筭、宗家宗両卿初置紙之後、拔笏復座、令擲筭之時、更挿笏打了、拔之復座、是大宮右府餘流説也、他人皆乍挿笏復座、擲筭之後一度拔之也、内府已上作法如初、此中失礼公卿二人、〈朝方卿置紙之後、欲拔笏、思出不拔之復座、太見苦、実綱卿擲筭之後不拔笏欲起、依左府及実房等驚示、更既拔之復座、又以失也〉。（大進の平基親は笏を挿し筒賽を持參し、関白の座上の間ならびに燈台の北を経て円座の上に置いた。（中略）内大臣は笏を指し紙を取り座中を経てこれを置き、笏を挿しながら座に復した。次に余が笏を指し紙を取り、膝行し円座の下に進み寄りこれを置き、笏を抜かずに逆に退き座に復した。次に左大臣が笏を指し、起ち座中を経てこれを置いた。次に太政大臣が居寄り、これを置いた。次に関白が笏を置き紙を取りこれを置いた。次に下臈より參上して筭を擲げた。宗家と家通の両卿は初め紙を置いた後、笏を抜いて座に復した。賽を擲げさせた時、更に笏を挿して打ちおえ、これを抜いて座に復した。これは大宮右府余流の説である。他の人は皆、笏を挿しながら座に復し、賽を擲げた後、一度これを抜くのである。内府は已上の作法は初めてのようである。この中失礼の公卿二人。（朝方卿は紙を置いた後笏を抜かこうとし、思い出してこれを抜かず座に復した。たいへん見苦しい。実綱卿は賽を擲げた後に笏を抜かずに起とうとした。左府や実房たちは驚きを示したので、更に既にこれを抜き座に復した。これも以て失礼であった。）」

と、笏の挿し方や抜き方がおかしい者がいて失礼だ、と日記に綴っている。同書の十六日の五夜の儀でも、

大進基親持参筒賽、次自下臈進紙、其儀如三夜、但余在端第三、仍指笏取を、起経座中跪円座西辺置紙。(大進の基親が筒賽を持参した。次に下臈より紙を進らせた。その儀は三夜のものであった。ただし余は端の第三にいた。よって笏をさして紙を取り、起きて座中を経て、円座の西辺に跪いて紙を置いた。)

と笏について記している。

勘解由小路経光かでのこうじつねみつ(建暦2(1212)年～文永11(1274)年)の日記である『民経記』では、寛喜三(1231)年2月12日に後堀河天皇の皇子、秀仁親王みつひと(寛喜3(1231)年～仁治3(1242)年、後の四条天皇)が誕生。2月14日の三夜の儀、2月16日の五夜の儀、2月18日の七夜の儀の様子が記されている。18日の項では殿上人が着座したのち、一献から五献が行われ、続いて勸盃、御遊、攤、御粥が行われたことが細かく綴られている。攤の箇所には、当日の攤の様子の前に、まず攤の作法が次のように記されている。

当家用法故祖父入道殿令習中御門大納言宗家卿給、仍件家拔笏之由存知云々、是大宮右府説也、仍建久御産攤之時、入道殿令拔笏給、仍中納言殿モ、可祓笏之由有御存知、仍若可打者可祓之由所存知所也、他家不拔笏者定例也、為後不審記之、而故帥入道殿(資実)、不可祓笏之由有御存知云々、中御門撰政殿御移徒之時、攤之[時]不令拔給云々、仍左大弁家光卿不可拔之由存知云々。(当家の作法は故祖父入道殿である中御門大納言宗家卿にお習いになった。よってその家は笏を抜く理由をご存知だろう。これは大宮右府の説である。よって建久の御産の攤のときに入道殿は笏をお抜きになった。よって中納言殿も笏を抜くべき理由をご存知のはずである。よって、もし打つ者が抜くべき理由をご存知であれば他の家は笏を抜かないのが定例である。後世のためにこれを不審と記しておく。そういうわけで故帥入道殿(資実)は笏を抜かない理由を御存知らしい。中御門の撰政殿の移徒のとき、攤のときに抜かないようにさせたとか。よって左大弁の家光卿は抜くべきでない理由を御存知とか。)

このように攤の際の笏に取り扱いに意見を述べている記述が数件あるが、その内容は様々である。それらを見比べても、正しい作法と言うものがわからない。実際には正しい作法と言うものは存在せず、それぞれが「こういうものが正しい」と思い込んでいただけなのではないだろうか。作法のよりどころとなっていたであろう有職故実の書には攤の記述は少ない。前述したように『西宮記』にも『侍中群要』にも『新儀式』にも、「〇年〇月〇日、〇のときに攤が

行われた。」という程度で、その仔細は書かれておらず、「儀式として攤はこのように行うべき」という指針も手順も記載が無く、まして笏をどうするといった記述もない。もし基準が書かれたものがあり、それに従って行なっていたとすれば、もっと攤の手順は統一されて同じようなものになっていたはずである。筆者が調査した300件ほどの攤の記録に統一された手順は無く、切燈台を立てて、紙を敷いて、圓座を出し、筒と賽を出し、下臈から賽を振るなどがほぼ共通しているほかには定められた手順はなかったと見るべきであろう。

本来、遊びであるので、作法などはなかったはずである。いつの間にか、進み出るときや賽を振る時に、笏を挿す・抜くといった作法ができたようであり、それは年とともにマナーから決まりのような厳格なものになって行ったと考えられる。誤っていると記載されているものも直接指導したり、改められたりしているような記述はなく、皆が思い思いにやっていることが綴られている。それはマナーが自分の家だけのものであったか、もしくは強く指導すべきものではなかったのではないかと考えられる。日記に笏の取り扱いがいくつも記されているのは、むしろ、笏の取り扱いについての決まりが無かったため、この人は笏をこのようにした、と日記に書き記すことによって、自分や後の者の参考にしようとしたのではなかったかと考えられる。

## 2 碁手銭から碁手紙へ

碁手は元來碁を打つときの賭け物を意味していたが、後には碁に限らず賭け物全般を指す言葉として用いられるようになった。ただ賭け物といっても、いわゆるギャンブルとして当事者が供出して取り合ったのではない。第三者、特に位が上の者が用意することが多く、賞金・賞品という性格であったといえる。攤・擲賽の際にも数多くの碁手が出された記録が残っている。そして、918年～985年までの資料を見ると、碁手として銭が記されている。例えば『西宮記』には延喜18(918)年のこととして、

八月廿日、御庚申、(中略)内藏寮調酒肴、侍臣、又進碁手銭三十貫、(一貫御料、九貫男房、三貫女房)、(内藏寮が酒肴を調べ碁手を進めた。侍臣がまた碁手として銭三十貫を進めた。)と記されている。庚申の饗宴の際に、朝廷の機関である内藏寮が酒や肴とともに碁手として銭を用意したのである。ただここではこの銭が何に使われたかの記述はない。

醍醐天皇(元慶9(885)年～延長8(930)年)の第4皇子、重明親王(延喜6(906)年～天曆8(954)年)の日記『吏部王記』には延長四(926)年6月2日、醍醐天皇の第16皇子、成明親王(延長4(926)年～康保4(967)年、後の村上天皇)が誕生した産養の五夜の儀(6

月6日)の様子が記されている。

東宮産養、(中略)殿上酒数巡、余罷退、不知後儀、伝聞、其夜有碁手銭禄賜親王以下云々。(東宮の産養があった。殿上で酒が数巡回され、自分は退出した。その後行われた儀式は知らないが、伝え聞くところでは、その夜は碁手の銭が出され、親王以下に禄が給われたそうだ。)

同七夜の儀(6月8日)の記述でも碁手銭が出されている。

八日、夜内裏御産養、転聞之、三内膳調供物、内蔵設屯食及饗、并有<sup>うちぎ</sup>桂・衾・絹・綿・布及碁手銭、(八日、夜に内裏で御産養があった。これを伝え聞くところでは、三内膳が供物を調理し、内蔵寮が屯食と饗宴を設けた。ならびに桂・衾・絹・綿・布と碁手銭があった。)産養や移徙の記述から考えれば、桂等も碁手銭も祝いの品であり、集まった者へ分配された品である。

碁手銭は物語の中にも登場する。紫式部の『源氏物語』の「宿木」の巻には、女二の宮の出産に伴う産養の様子が描かれている。

御産養、三日は例の唯だ宮の御私事にて、五日の夜は、大将殿より屯食五十具、碁手の銭、碗飯などは、世の常の様にて、子持ちの御前の衝重三十、兄の御衣五重襲にて、<sup>おんむつき</sup>御襦袢などぞ、事々しからず。(産養の三日の夜は父宮のお催しで、五日には右大将から産養を奉った。屯食五十具、碁手の銭、碗飯などという定まったものはその例に従い、産婦の夫人へ料理の重ね箱三十、嬰兒の服を五枚重ねにしたもの、襦袢などに目だたぬ華奢の尽くされてあるのも、よく見ればわかるのであった。)<sup>19)</sup>

「世の中の常」とあるように産養の儀に碁手が出されるのは普通のことだったのである。

しかし、以上の資料には攤・擲賽の文字は無く、碁手として用意された銭を分けるために何が行われたのか書いていない。

承平5(935)年9月5日に宮中の左衛門陣で饗宴が行われた。その際の碁について『吏部王記』には、

立碁局二具、(中略)右衛門府進碁手銭十貫、常陸太守親王与右衛門督清蔭朝臣囲碁一局、賭以今日所賜駒。(碁局二具を立てた。(中略)右衛門府が碁手の銭十貫を<sup>まい</sup>進らせた。常陸太守親王と右衛門督である清蔭朝臣が囲碁を一局うたれた。賭は今日賜わった駒であった。)

とあり、ここでは明らかに碁手が銭であったと記述してある。翌々日の承平5(935)年9月7日に宮中行事の一つ駒牽<sup>こまひき</sup>が行われた。駒牽は東国で育てた馬を天皇の御前で披露した後に公

卿らに下賜する年中行事で、その後饗宴となる。この9月5日の饗宴も駒（馬）を賜っている  
ので、駒牽の饗宴と考えられる。賭を駒としているので天皇より賜った駒を囲碁の賞品とした  
わけだが、勝った者は碁手も手に入れたと考えられる。9月7日の饗宴については藤原師輔の  
日記『九条殿記』に次のような記述がある。

此間有囲碁興、右金吾府碁手如例。（この間に囲碁の興があった。右金吾府の碁手はいつ  
ものようであった。）

その間に碁が打たれたが、いつものように右金吾府という宮中の機関が碁手を用意したとい  
うことである。金吾府は衛門府の唐名での言い方である。ここでは明らかに碁手という言葉は  
碁の賞金・賞品として用いられている。

そして碁手銭の禁令が出される。まず天曆二（948）年に記録がある。『西宮記』には、

召弁少納言能碁輩。〈有酒肴（厨家以折敷二枚、調肴物云云）、天曆二年二月、停碁手〉。（弁  
少納言はしばしば碁の相手を召した。〈酒肴があった（厨家が折敷二枚をもって肴物など  
を整えた）。天曆二年二月に碁手を停止した。〉）

とある。また、永観二（984）年にも碁手銭の禁止令が出ている。法制書の『新抄格勅符』には、

一 応重禁制諸司諸衛官人饗宴碁手輩耳。（一つ まさに重ねて諸司、諸衛、官人の饗宴  
の碁手輩を禁制すべし）。

とある。

ただその翌年、永観三（985）年4月30日の藤原実資の女兒の誕生三夜の産養で実資の日記『小  
右記』には、

相近朝臣出銭三十貫（相近朝臣が銭三十貫を出した）

と、銭が出されていることが書かれている。藤原実資は当時蔵人頭という朝廷の役人ではあつ  
たがあくあまで一貴族であつて皇族の産養ではない。その翌々日、5月2日の五夜の儀では、

今夜、前加賀守朝臣、遠資、遠業朝臣等、有所之饗、碁手儲。（今夜、前の加賀守朝臣、遠資、  
遠業朝臣らにより所々の饗宴があり、碁手を儲けた。）

とあり饗宴で碁手が出された記述があるが銭か紙かの記述はない。さらにその翌々日、5月4  
日の七夜の儀では、

其後、有擲采之戲、康平朝臣出碁手三十連。（その後、擲采の戲があった。康平朝臣が碁  
手として三十連を出した。）

とある。三十連は紙の単位である。個人の産養でも碁手は紙となった。そしてこれ以降、碁手  
は紙となり、その後ずっと紙のままで碁手に銭が出された記録は一件も見られない。藤原実資

の件は銭が禁じられた直後の例外的な事例であって、碁手に銭を出すことは基本的に無くなったと考えられる。

後手銭禁止の理由だが、賭博の禁止ではないと考えられる。第1に平安時代には貨幣は非常に粗末で流通も少なく、貨幣経済と呼ぶにはあまりにお粗末すぎた。このため、平安中期から貨幣はほとんど用いられなくなったのである。第2に、これまでの資料を見ても10世紀初頭には碁手銭は身分で分配されるようになっており、賭博化の様子は見られない。流通が少なくなり銭が使われなくなったことが大きな理由といえよう。

実のところ庚申・産養・移徒で碁手が出されたという記録は古くからあるが、碁手が銭で攤・擲賽の表記があるものは一つもない。碁手で銭が出された記録で何が行われたか記述があるものは、前述の935（承平5）年に囲碁で碁手が出された記述がある程度で、あとはなにが行われたかの記述はない。攤・擲賽が行われた記述は、すべて碁手が紙になってからである。したがって、事典や解説などで、攤の解説として「銭を賭けて行われた」とあるのは、すべて誤りということになる。いくつかの事典の解説や論文では「銭や紙を賭けて賽の目を競う遊戯である攤が行われる」<sup>20)</sup> などとしている。碁手が出されているから攤・擲賽が行われたと早合点してしまっているのである。

攤・擲賽の記録で現在わかっている最も古いものは応和2（962）年5月4日の庚申の日の歌合わせである。『殿上人女房歌合』に、

内裏歌合。庚申。今夜内蔵寮設庚申具。亥刻召侍臣於御前打攤。（内裏の歌合せ。庚申。今夜、内蔵寮が庚申の具を設けた。亥の刻に召侍臣を召し、御前において攤を打った。）

とあり攤が行われたことが書かれている。ただここには碁手が出されたことは書かれていない。歴史物語の『大鏡』で藤原師輔が「でう六いでこ」と叫んで賽を投げたのはそれより前の天暦4（950）年の庚申の日だが、ここにも碁手の記述はない。攤が打たれて碁手が出された記録がある最も古いものは、永観3（985）年1月15日の庚申のときで、『小右記』の、

庚申。（中略）參殿、乗燭參内、有御庚申事、於石灰壇有擲賽之興、内裏寮献碁手紙。（庚申。（中略）參殿した。乗燭が參内した。御庚申のことがあった。石灰壇において擲賽の興があった。内裏寮が碁手紙を献じた。）

という記述である。その後は多数の記録がある。『権記』では長徳四（998）年10月29日に円融天皇（天徳3（959）年～正暦2（991）年）の女御であった東三條院詮子（応和2（962）年～長保3（1002）年）が一條院に還御した際の攤について、29日は、

今夜饗諸司儲之、有碁手〈紙〉、左大臣以下有打攤之戲、事了退出。（今夜の饗は諸司がこ

れを儲けた。碁手(紙)があった。左大臣以下が打攤の戯を行った。事が終わって退出した。)とわざわざ紙であると、注釈のように「紙」という文字が入られている。この時は紙であったと言うことが、あえて注釈として入れたと考えられる。

その後は「紙を召して攤を打つ」という記述が多く用いられている。『紫式部日記』には寛弘5(1008)年9月11日に誕生した一条天皇(天元3(980)年~寛弘8(1011)年)の皇子、敦成親王(寛弘5(1008)年~長元9(1036)年、後の後一条天皇)の産養のとき、9月15日の五夜の儀の様子として「紙の争い、いとまさなし。」と書いているが、『小右記』には、この2日後の9月17日の七夜の儀のところで、

其後打攤、内蔵寮進攤紙、本宮又出攤紙(その後攤を打つ。内蔵寮、攤の紙を<sup>まい</sup>進らす。本宮、また、攤の紙を出す。)

と記述しており、紙が出されたこと裏付けている。

また、紙は位によって分けられており、良い目を出した者が取るというようなものは『紫式部日記』にあるように「御橋」という公的な攤とは別な場所で行われるものであった。日記や歴史書に多く見られる内裏での攤は「紙を賭けて行われた」ものではなかったのである。

### 3 「勝った者が取る」から「身分による配分」へ

『西宮記』に「有仰有集攤。〈打高賽者候御前、最後打高目者取銭〉(仰せあり集攤あり。〈高賽を打つ者御前に候。最後に高目を打つ者銭を取る。〉)とあるように、攤では賭けられた銭はサイコロの大きな目を出した者が取るようになっており、つまりは勝負に勝った者が取るようになっていた。しかし、この記述以外に勝った者が賞金・賞品を取ったという記録はない。同じ『西宮記』に「庚申の遊び」として、

延喜十八(918)年8月20日、(中略)内蔵寮調酒肴、〈侍臣〉又進碁手銭十三貫、〈一貫御料、九貫男房、三貫女房〉。(内蔵寮が酒と肴を整えた。〈侍臣〉がまた碁手の銭として十三貫をすすめた。〈一貫は御料で九貫は男房に、三貫は女房に(分けられた)〉)

とあり、碁手として出された銭を分配したことが記されている。ここでは攤を打ったという記述はないが、配分する割合が決まっていたため打つ必要がなかったのかもしれない。『うつほ物語』では、

碁手二百貫オきて大きな櫃に入れて出されたる。上下あはせて二百余人ばかりあり。上臈は五貫、中臈は三貫、下臈は一貫ずつ給フ。

とあり、身分の高い者が多く分配される仕組みになっている。



藤原師輔の日記である『九曆』には天曆4（950）年5月26日に村上天皇の女御である自分の娘の藤原安子が憲平親王を出産した模様が記されている。七日目の閏5月1日に七夜の儀の攤では、

五六巡後、分配碁手、親王三貫、納言二貫、參議一貫、殿上四位八百、五位六百、地下四位六百、五位四百、六位以下不預予、

となっており、位の高い者には多く、下がるにしたがって減っているのがわかる。

『九曆』には天曆4（950）年7月10日に、村上天皇と女御である師輔の娘の藤原安子と孫に当たる承子内親王が藤原遠規宅より中御門家に移徙したことが記されている。この際の碁手も、碁手五十貫、分配法〈最上四位一貫、五位八百、六位六百、地下五位六百〉、子刻各分散、遺銭二十余貫入於内方云々。（碁手として五十貫（が出された）。分配法は〈最上の四位には一貫、五位には八百、六位には六百、地下五位には六百〉。子の刻にそれぞれ分けた。残った銭の二十余貫は内方に入れた等々。）

と書かれており、やはり上位の者から多く分けられていたことが知れる。同じ年の7月23日には5月24日に誕生した村上天皇の第2皇子、憲平が親王となる皇子立太子の祝いが行われている。『九曆』には、

本家設碁手二十貫、十貫殿上侍、十貫給四陣、「近衛各三貫、兵衛各二貫、十五貫本家女房」と、部署ごとに分けたことが記されている。そして翌月の8月5日には憲平親王の生誕百日の祝が行われ、

碁手五十貫、〈十貫殿上、十貫碁所、五貫女官、十貫四陣（近衛各三貫、兵衛各二貫）、十五貫本家女房〉

と書かれているように、この日も碁手が出され、立太子の祝い同様に分けたことが書かれているが、一人あたりいくらかはわからない。ただこれらは攤を打ったともほかの遊びをしたとも記されておらず、単に分配のみ行われたとも考えられる。ともかくも貴族たちが集まった際に、碁手として出された銭は身分に応じて高い者に多く低いものに少なく分配されるものであったといえる。

攤が打たれた記述を見てみる。『小右記』の正曆3（992）年11月27日に一条天皇の中宮、定子が二条院に移御した。ここで、

数盃之後打鐘《攤歟》、以紙為贈物、公卿以下給祿有差〈公卿大褂（おおうちぎ）〉（数盃の後、鐘（攤か？）を打った。紙を贈り物とした。公卿以下は祿を給わった。差があった。〈公卿は大褂（おおうちぎ）であった。〉）

とあり、『権記』の長保2（1000）年10月11日、一条天皇が内裏へ還御した際の攤でも、

諸卿擲采之戲、給禄有差（諸卿が擲采の戲を行った。禄を給わった。差があった。）

となっている。『新儀式第四』の寛弘3（1006）年の項でも、

御庚申事。（中略）内蔵寮弁備酒饌。賜之侍臣。又進碁手。〈先献御料物。分男女房〉。王卿依召候御前。御厨子所供菓子干物御酒。終夜之間。有打埵之事。或有賦詩献歌之事。及于曉更令侍臣奏絃管。遲明給禄有差。（御庚申の事。（中略）内蔵寮弁が酒饌を準備した。これを賜わった侍臣が碁手を進めた。〈先に御料物を献じ、男女房に分けた〉。王卿を御前に召した。御厨子所が供菓子と干物と御酒を供えた。夜通し攤が打たれた。あるいは詩を賦し献歌を献じた。曉に及んで更に令侍臣に絃管を演奏させた。明け遅くに禄を給わり差があった。）

寛弘5（1008）年9月11日に一条天皇の中宮、藤原彰子が敦成親王（寛弘5（1008）年～長元9（1036）年、後の後一条天皇）を出産した際の産養の五夜の儀でも『小右記』には、

有擲采之戲、臨曉更大臣以下殿上人等給禄、有差（擲采の戲があった。曉に臨んで更に大臣以下の殿上人等禄を給わる。差あり）

と、攤の禄に差があったと書かれた記述は多い。

源経頼（寛和元（976）年～長暦3（1039）年）の日記『左経記』では、万寿3（1026）年12月9日に後一条天皇の中宮、威子が章子内親王（万寿3（1027）年～長治2（1105）年）を出産した産養の様子が記されているが、11日の三夜の儀では、

次いで禄を上達部に賜ふ〈関白殿、女装束一具・織物五重・褂一領。右府・内府、各、女装束一具・織物三重・褂一領。大納言四人・中納言四人、各、女装束一具。宰相七人、各、綾の褂一領・袴一具。殿上の四位、褂一領・袴一具。五位、褂一領。六位、袴一具。〉。少納言惟忠〈褂一領。〉・民部丞〈単衣重。件の二人、御遊一両の為、召す所なり。今日の禄、皆、白を以て之を給ふ。裳、白。〉。次いで主殿の立明の官人三十五人を召し、禄を給ふ〈允以下、皆、疋絹。〉。次いで右府の隨身等を召し、腰指を給ふ〈官人・舍人、皆、疋絹。〉。

と記され、賜った品物の内容が細かく記されている。同書には長元7（1034）年7月18日に尊仁親王が誕生したときの五夜の儀の攤でも記載されている。

納言以上移着之後、奉碁手紙集攤、了賜禄、〈内府女装束一具、織物褂一領、納言織物袴袴、宰相小袴、殿上四位褂一重袴、今夜禄皆白、但殿無御禄云々〉。（納言以上が移着した後に、碁手紙を奉り集攤（があった）。終わって禄を給わった。〈内府は女装束一具と織物褂一領であった。納言は織物と褂と袴、宰相は小袴と袴、殿上四位は褂と一重袴、今夜の禄

は皆白であった。ただし殿には禄はなかった。))

どちらも明らかに位の上の者の方が価値のあるものを賜っている。

碁手が銭である時代に10世紀のうちに、碁手の銭も品物も位によって分配されるようになった。それは攤があってもなくても同様であった。『西宮記』にあるように、攤が大きな目を出した者が多くを取るゲームとして行われたとしても、すでに10世紀前半には形骸化していた。当初碁手は銭であったが、身分によって分配されるようになり、銭が禁止され物になっても同様に身分の上の者から高価なものが分配された。攤には碁手として紙が出されるようになったが、それも大きな目を出した者が多く取るのではなかった。攤は単に順番にサイコロを振るだけのものとなったのである。

#### 4 6面異なるサイコロから同じ目のサイコロに

当初は普通の、いわゆる1から6までの面が一つずつあるサイコロを使用していたと考えられる。これは『西宮記』に、サイコロを振って一番大きな数を出した者が賞品・賞金を取ったということから明らかである。承德元(1097)年10月11日、堀河天皇が二条殿から新造の高陽院へ移徒した際に擲賽が行われたが、平時範の日記『時範記』には、

蔵人盛家参上擲賽、次下官参上、取筒、殿下令入賽□、下官打量六退(蔵人の盛家が参上して賽を擲げた。次に下官が参上し、筒を取り、殿下が賽を入れさせた。下官は量六を打って退いた)

とある。賽の目の記載があるのはこれぐらいであり、非常に興味深い。錦織和晃は、

「量六」が偶然出たと言うよりは、あたかも当然のことであるかのような、簡略な書き方である印象を受ける。もしそうであれば、十一世紀末には目が六のみの特殊な賽が用いられていたことになる<sup>21)</sup>。

と書いているが、もしすべての目が6なのであれば、わざわざ「量六を打って」とは書かないのではないだろうか。当然、サイコロの目に差があったはずで、それは通常の1から6の目が一つずつあったサイコロを使用したのではないだろうか。この後示す資料で6だけの賽が使われていることから、量六という良い目を出すことが目的だったとすれば、一般的な1～6の目の賽を用い、6のぞろ目が出るまで振り、出たので退いた、と読んだ方が良いと考える。

応保2(1162)年3月28日に二条天皇が高倉殿から二条東洞院へ移徒した際に攤が行われたが、そのことを記した中山忠親なかやまただちか(天承元(1131)年～建久6(1195)年)の日記『山槐記』に、  
賽、〈以木作之、五六目許、各面ニ指之、皆六歟如何、可尋〉。(サイコロだが、木で作っ

## 貴族がサイコロを振るとき

であり五六目ばかりある。各面にこれがあり、すべて6となっているのはどういうわけだろうか。聞いてみるべきだろう。)

とある。また、元久元（1204）年8月8日に後鳥羽上皇が御辻殿に移徙した際に行われた攤について藤原光親（安元2（1176）年～承久3（1221）年）の日記『中都記』にはつぎのように書かれている。

次召筒賽、〈右衛門佐持参之、置円座上、筒賽細工所調進之、賽皆六目也〉（次に筒と賽を呼んだ。〈右衛門左がこれを持ってきて円座の上に置いた。筒と賽は細工所がこれを調進した。サイコロは目がすべて6である。〉）

ここでも賽の目がすべて6という特殊なサイコロが用いられたということがわかる。

江戸時代にも同様の記述がある。安土桃山時代から江戸時代前期に生きた公家、正二位権大納言、日野資勝（天正5（1577）年～寛永16（1639）年）の日記に『資勝卿記』がある。この日記は慶長17（1612）年より寛永15（1638）年まで書かれているが、その中に後水尾天皇（文禄5（1596）年～延宝8（1680）年）の中宮、徳川和子（慶長12（1607）年～延宝6（1678）年）が寛永3（1626）年11月13日に高仁親王（寛永3（1626）年～寛永5（1628）年）を出産した、その産養の模様が記述されている。11月15日の三夜の儀では攤が行われている。なおこの日記では「ダ」とカタカナで記されており、「攤」を「ダ」と呼んでいたことが確認できる。

権亮、公卿末座の辺に来、第一の公卿に目ス。ダノ間ニ召之由成。（中略）光賢卿陪善、四位五位雲客手長、供了撒之、次ダノ間の高灯台ヲ替切灯台、〈六位役之〉次六位蔵人数ダノ円座、（中略）次権大進共綱、筒ニ〈筒長サ七寸許、丸サモ六七寸有之〉、木ノサイニツ入、持参シテ円座ノ右ノ方ノ端ニ置退、サイハ皆六ヲ之ニサス也。）

と、サイコロの目がすべて6であったことが記述してある。日記には2日後の11月17日の五夜の儀でも攤が行われたことが、4日後の11月19日は七夜の儀で攤が行われたことが記されている。

この産養は、公家の中院通村（天正16（1588）年～承応2（1653）年）の日記にも次のように記述がある。

置了六位参進打攤、〈賽諸方六目也。以檜木造之、去三夜之時予申付之、覚悟用揚弓箭取筒了、桑木か、以漆ウスク塗タル四寸許ノ筒也。〉、旧記云、以蘇芳造之云々、然共當時用之双六之筒用竹（置き終えて六位が参進して攤を打った。（サイコロのすべての目が6である。檜で作ってある。先日の三夜のときに自分が申し付けて作った。）

ここに間違いなく各面が6のサイコロであり、通村が作らせたことが記録されている。通村

がなぜ、すべての面を6にしたサイコロを作らせたかについての説明はない。しかし、6の目を出せば良いのですべて6の目のサイコロを作ったのは間違いない。とすれば普通のサイコロのときは各自6のぞろ目が出るまで行っていたと考えられる。そして通村は、6が出るまで待つのがまだるっこしく、それならばすべての面が6のサイコロを作ってしまうと一人一回振れば済むので時間の節約になる、と考えたのではないだろうか。

なお『資勝卿記』の「サイハ皆六ヲ之ニサス也」の記述について、増川宏一は『さいころ』の中で「サイハ皆六ヲ三ニサス也」と読み、「六の目を三にするという意味なのであろうか」「意味不明」と書いている<sup>22)</sup>。筆者は国文学研究資料館所蔵の『資勝卿記』の原文画像を確認することができたが、それを見ると「六ヲ」の次の文字は「之」にも「三」にも読めるため、増川か、増川が参照した資料の執筆者が読み誤ったものと考えられる。「三」では増川が指摘する通り意味が不明で、意味が通る「之」が正しいと考えられる。

すべての目を6にしたことは、サイコロを振ることが形式化し、目の数の大小で勝敗を競うようなことが無くなったことを示す。賭け物が紙となり、その配分も位の高いものが多く取ると言うことになったため、サイコロを振るのは形式的なものになったのであろう。6にしたのは、大きいものが勝つという名残で、全員に6のぞろ目を出してもらい喜んでもらうような意味があったと考えられる。このようにして形骸化したことが、攤を面白くなくし、行われなくなることになったと考えられる。

## 第4章 まとめ

攤・擲賽（采）は当初、貴族が集まった時に行われるゲームであった。銭や物を賭けて良い目を出した者が取るという単純なものである。貴族が集まるのは何らかの行事のときである。多く記録に残されているのは宮中行事であるが、そのような場合で貴族が集まったときは、碁手と呼ばれる金品が提供された。これらは身分によって分配された。当初は銭であったが、貨幣経済が十分発達していなかったため銭は禁止となり品物に変わった。攤の場では紙が用いられるようになった。品物や紙は主催者から提供された。宮中行事として行われる場合は宮中の機関が提供するようになった。攤は産養や移徒といった儀式の際も、その中の一つの項目として行われるものであった。なぜか。「人が集まるから」ではないだろうか。人が集まるからゲームをして時間をつぶせ、ゲームだから勝敗があるので、賞品を出そう。そういう発想ではなかつ

たか。

「移徒」の場合、移動後であり、移動前の占いではない。移動後の今後の幸福・無事・などを祈る意味があったのかもしれないが、副次的なものであろう。「産養」の場合も、出産後なので無事の出産祈願では無い。無事な成長を願う意味があったのかもしれないが、それも副次的なものであろう。そのような文言もない。攤についての論文を著した錦織和晃は最後のまとめとして、

当時の人々が賽の持つ力を強く信じていたと考えて間違いないであろう<sup>23)</sup>。

と書いているが、そういうことは考えていなかったといえよう。

攤・擲賽は集まった者への主催者からの礼として金品を出し、ゲームで分配を決めたのが最初と考えられる。当初、攤・擲賽の「戯」としていたのはそのためであろう。その後はただの儀礼となった。この区分は戯と儀で区別できる。儀礼になりサイコロは6の目のみになった。ゲームで無く、良い結果を出すためであろう。

その後、攤は略されることが多くなった。『民経記』の正元元（1259）年8月11日に後深草天皇（寛元元（1304）年～嘉元2（1304）年）が五条大宮の新造仙洞に移徒したことが記されているが、

次置公卿懷紙、次人々起座、無擲攤儀歟。（次に公卿が懷紙を置いた。次に人々は座を立った。擲攤を擲げる儀はなかった）。

また同年10月21日には後嵯峨上皇（承久2（1220）年～文永9（1272）年）が新造の二条殿に移徒したことが記されているが、

殿上盃酌、吉書次第如例、被略攤儀云々。（殿上が盃酌した。吉書の次第は例のごとく。攤の儀は略されたなどなど）

と、攤が行なわれなかったと書かれている。室町時代の皇族、伏見宮貞成親王（応安5（1372）年～康正2（1456）年）の日記『看聞日記』の応永24（1418）年閏5月19日には、東洞院の新仙洞への移徒が記述されているが、ここでも、

攤賽被略之。（攤賽はこれを略された。）

と行われなかったことが記されている。わざわざなかったことを書いているということは、それまでは通常行われていたと考えてよいだろう。13世紀後半より、攤の記述は非常に少なくなっている。そして室町時代になるとまったくと言ってよいほど攤・擲賽は行われなくなった。庚申ではほかの遊びに移ったことが、そのほかではサイコロを振って紙をもらうだけのことに行う意義を見出せなくなったことが主な原因でないかと考えられる。遊びとしても、儀式として

も意味のなくなった行為は省略してもなんら問題がなくなったのであろう。

当初は遊びとして行われていた攤・擲賽は、庚申・産養・移徒の際に集められた品々を分配するための儀式と変化したが、後に品々は身分により分けられるようになった。攤・擲賽は一人1回賽を振るだけのものとなり、その意味を失って消えていったのである。

このように遊び・ゲームが変質して消えてしまったものは攤・擲賽だけではない。たとえば茶は飲んで味を当てるゲームであったが、芸道に変わってしまい、味を当てるゲームは茶カブキと呼ばれる、茶道の中のほんの一部になってしまった。数多くあった舟の競漕は多くが祭礼に変化し、競わず見せるものになってしまったものが多い。石や餅を持ち上げる遊びも綱引きも、祭礼や神事になって勝敗は形だけになったものが少なくない。時代の流れとともに遊びの意味や遊びに対する人々や社会のイメージが変化し、形を変えることで存続を図っていることを考えればやむを得ないものがあるが、歴史の中から一つのゲームが消えたという意味では寂しさを感じざるを得ない。

#### 〔註〕

- 1) 窪、540頁
- 2) 増川『さいころ』 p213
- 3) 増川『日本遊戯史』 p44
- 4) 中野、p130,131
- 5) 橋・加藤、p167
- 6) 中野、p348
- 7) 中野、p349
- 8) 中野、p382
- 9) 河野、p300
- 10) 中野、p383
- 11) 中野、p539
- 12) 中野、p532
- 13) 新井、p2
- 14) 平間、p139
- 15) 佐古、p473
- 16) 増川『日本遊戯史』 p45
- 17) 錦織、p11
- 18) 増川『さいころ』 228頁
- 19) 与謝野、p245
- 20) 新井、p2
- 21) 錦織、p5
- 22) 増川『さいころ』 p228
- 23) 錦織、p13

〔参考文献〕

- 新井重行「皇子女の産養について - 撰関・院政期における変化を中心に -」『書陵部紀要』宮内庁書陵部、平成23 (2011) 年
- 飯田道夫『庚申信仰』人文書院、平成元 (1989) 年
- 今江広道校訂『史料纂集 公衡公記 第三』群書類従完成会、昭和49 (1974) 年
- 上島亨「大規模造営の時代」『日本中世社会の形成と王権』平成22 (2010) 年
- 太田史『皇居行幸年表』群書類従完成会、平成9 (1996) 年
- 尾佐竹猛『賭博と掏摸の研究』新泉社、平成11 (1999) 年
- 河野多麻校註『日本古典文学大系11 宇津保物語』岩波書店、昭和36 (1961) 年
- 川俣馨一編『史料大成 権記』内外図書、昭和14 (1939) 年
- 喜多村信節『嬉遊笑覧』岩波書店、平成16 (2004) 年
- 北村優季『平安京の災害史 都市の危機と再生』吉川弘文館、平成24 (2012) 年
- 行誉『璫囊鈔』林甚右衛門、正保3 (1646) 年
- 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 御産部類記 (上)』明治書院、昭和56 (1981) 年
- 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 御産部類記 (下)』明治書院、昭和57 (1982) 年
- 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 仙洞御移徒部類記 (上)』明治書院、平成2 (1989) 年
- 宮内庁書陵部編『図書寮叢刊 仙洞御移徒部類記 (下)』明治書院、平成3 (1990) 年
- 窪徳忠「日本における庚申信仰の変遷」『庚申信仰の研究 - 日中宗教文化交渉史 -』丸善、1961 (昭和36) 年
- 近藤主蔵編『史籍集覧 編外 (西宮記)』近藤出版部、昭和7 (1932) 年
- 酒井欣『日本遊戯史』建設社、昭和9 (1934) 年
- 佐古愛己「撰関・院政期における天皇・上皇の移徒」『平安貴族社会の秩序と昇進』思文閣出版、平成24 (2012) 年
- 下原健一『藤原忠親「山槐記」三 現代語訳』下原健一、平成24 (2012) 年
- 高橋貞一訳注『訓読玉葉』高科書店、昭和63 (1988) 年
- 中野幸一訳注『宇津保物語』小学館、平成13 (2001) 年
- 錦織和晃「産養・移徒儀礼における攤」『日本歴史 2019年12月号』吉川弘文館、令和元 (2019) 年
- 西山良平「平安京の火事と〈都市〉住人」『都市平安京』京都大学学術出版会、平成16 (2004) 年
- 萩谷朴編著『平安朝歌合大成』萩谷朴、昭和33 (1958) 年
- 塙保巳一編『類聚雑要抄』『群書類従 第拾七輯』経済雑誌社、明治27 (1894) 年
- 平間充子「平安時代の主産儀礼に関する一考察」『日本女性史論集7 文化と女性』吉川弘文館、平成10 (1998) 年
- 広島大学大学院教育学研究科下向井研究室編『「小右記」訓読・現代語訳・注釈 (稿) 4』『史人 第6号』広島大学大学院教育学研究科下向井研究室、平成27 (2015) 年
- 服藤早苗「産養と王権：誕生儀礼と皇位継承」『埼玉学園大学紀要 人間学部編』埼玉学園大学、平成15 (2003) 年
- 増川宏一『日本遊戯史』法政大学出版会、平成24 (2012) 年
- 増川宏一『ものと人間の文化史70 さいころ』法政大学出版会、平成4 (1992) 年
- 水野正好「産育呪儀三題」『文化財学報告 13集』奈良大学文学部文化財学科、平成7 (1995) 年
- 水野正好「産育呪儀三題 (二)」『文化財学報告 14集』奈良大学文学部文化財学科、平成8 (1996) 年
- 森巢博『博奕の人間学』飛鳥新社、平成9 (1997) 年
- 与謝野晶子訳『源氏物語 下巻』河出書房新社、昭和44 (1969) 年



